

貨幣＝代理者論

木村雅則

目次

はじめに——貨幣論諸説

1. 価値形態論の再考：需要表現形式としての価値形態
2. 交換過程論の再考：貨幣の進化論的生成
3. 貨幣の歴史的生成
4. 貨幣の諸機能

結びに代えて——貨幣と経済動態

はじめに——貨幣論諸説

昨今、貨幣神授説ともいえる言説、貨幣神話が跋扈している。だが貨幣には謎もなければ、神秘性もない。出生の秘密もない。市場経済に先行して存在する計算手段、象徴財、債務の支払手段なりに「貨幣」的意義を付与するのは、完成された市場経済における貨幣からみて、その一面を見出すからである。だからといって「貨幣」もしくは貨幣観念を超歴史的存在に祭り上げることはできない。それぞれの時代の社会＝経済的関係においてそれがどのような役割を果していたのかを具体的に考察するしかない。市場経済において貨幣制度が崩壊しても、また速やかに再建されるのは市場経済それ自身の内的論理に基づいて何らかの素材を貨幣として受け入れ、もしくは創り出しているからである。そのものとしての貨幣は商品経済的環境において人々が経済計算を行い、経済活動を合理化し、満足度を高めようとする行為、従って客観的状況への適応行動と目的意識的行動の結果として生み出された人工的用具以外ではあるまい。それが環境に適合すれば制度的構成要素として定着する。

「貨幣は社会的に構築された制度である」（フィリップ・ミロウスキー）（ホジソン『進化と経済学』176頁）。「貨幣は純粋に『有機的』制度というよりも『プラグマティックな』制度である」（ホジソン『進化と経済学』182頁）。

もし、神秘性があるとすれば¹、それは何者かが呪術を行うためにそれを利用し、またそれに幻惑される者がいるからである。

この点についてガルブレイスの次の言葉にさしあたり付け加えることはない。

「貨幣に関する事柄で、通常の好奇心、勤勉さ、及び知性をもっている人が理解できないようなことは一切ない。……経済学の他の分野のいかなるものにも増して、貨幣の研究は、真実を明らかにするためではなく、真実を偽装し、あるいは真実を回避するために、複雑さが利用される分野なのだ」（ガルブレイス『マネー』17頁）。

¹ 「カネとは信仰に近い信心である」。実際、アメリカの紙幣には「我々は神を信頼する」と印刷されている（ファーガソン『マネーの進化史』40, 42頁）。誰かが「貨幣と神は幾分、相似している。両者とも我々がそれを信頼するが故に、ただその故にのみ存在する」と語ったそうだが（『エンデの遺言』239頁）、もう一つ付け加えねばならない。貨幣は信頼することが自分にとって都合が良いときに限り、信頼する。そこは神と違う、絶対的に違う。

人は貨幣について語る時、饒舌になるようだ。実際、貨幣学説なるものは経済学者の数ほどある。ごく大雑把に分ければ以下のようである。

- { 商品貨幣説
- { 名目貨幣説
- { 貨幣＝手段説 (機能の重視)
- { 象徴貨幣説または意味論
- { 貨幣内生説
- { 貨幣外生説

まず商品貨幣説と名目貨幣説。

古典派経済学では貨幣は主として交換に使用される商品として定義される。紙券が貨幣となってもそれは安定価値の金属貨または地金と兌換しうる銀行券でなければならなかった。この貨幣の商品としての規定は労働価値説と深く結びついている。この考えは基本的にはマルクスに受け継がれた²。但し、マルクスを単純なメタリストに分類することはできない。マルクスにとって金貨流通は一つの理論的抽象である。貨幣の創世記はともかく、理論上、「簡単化のため金を貨幣商品として前提する」のである (『資本論』(1) 166 頁)。

名目貨幣説の代表はG. F. クナップである。とはいえクナップは一面的な名目貨幣説というわけではない。「表券学説の課題は貨幣制度の範囲内における汎ゆる現象を、従ってまたことに自己発生的貨幣が存在しうることを統一的に説明することである」 (『貨幣国定学説』409 頁)。「貨幣の存在する時、それは素材発生的か、あるいは自己発生的かに区別される。多くの理由により素材発生的な貨幣が選択される」。金属貨は素材発生的であるが、不換紙幣は紙の筒片を有する自己発生的な貨幣である (同上 48 頁)。「表券的支払手段において素材的基礎は消滅する」 (同上 49 頁)。正貨は表券的支払手段であるが、最小限の素材的内容を伴う。その素材的内容は例えば、国家及びその全ての法律制度が崩壊した時に顕在化するかも知れない。表券性の消失の危険に対してその所持者を保証する、あたかも担保のようなものである (同上 89 頁)。

「国家は法の監督者としてかれこれの理由により支払手段たるの性質は一定の記号を有する筒片それ自体に付着するが、筒片の素材に固着するものではない」 (同上 50 頁)。「貨幣は法制の創造物である」 (同上 1 頁)。「貨幣は単に立法にのみ起因するのみでなく、また勢力関係にも依存する。法制の基準となる政治的状态が存在する。貨幣制度はこの政治の範囲に属する」 (同上 151 頁)。

全ての支払の本質的徴表は振替支払いにおいてのみ見出すことができる。支払はいかなる場合においても一つの支払共同体 (ゲマインシャフト) を前提する。支払共同体は国家である場合も、組合である場合もある。それどころか支払共同体は国家を超越することさえできる (通貨連合＝共同表券主義)³。金属秤量制では支払共同体は銀、青銅あるいは金を交換財として認める全ての者より成立する。

支払の包括的定義は次のようである。筒片の有機的な譲渡が必要なのではなく、価値単位における反対請求権、しかも中央局 (国権、銀行など) に対する反対請求権の法律的譲渡をもって充分である。秤量的支払制度ですら、支払素材の秤量は中央局による適格性の承認を要する (同上 211 頁)。その意味で「貨幣は常に表券的支払手段を意味する」 (同上 48 頁)。

ケインズはクナップを評価する。ケインズにとり貨幣はまずもって計算貨幣であり、それを国家

² 古典派経済学の貨幣論については清水敦『貨幣と経済』、小池田富雄『貨幣と市場の経済思想史』などを参照。

³ 共同表券主義については『貨幣国定学説』378-381 頁参照。

が何らかの素材で体化させたものが「本来の貨幣」＝国家貨幣である。「表券主義は国家が計算貨幣に対応させる客観的標準物を指定するときに始まる」（『貨幣論Ⅰ』12頁）

国家貨幣には3つの形態がありうる。一つは商品貨幣（自由に獲得できる非独占的な特定の商品の現実の一定量、あるいはそれに対する倉荷証券）であり、一つは法定不換貨幣（象徴的あるいは記号貨幣）、一つは管理貨幣（国家が客観的な標準で測って確定した価値をもたせるように兌換その他の方法で発行条件を管理することを引受けている）である。銀行貨幣は計算貨幣で表示される私的な債務の承認であり、本来の貨幣に対する便利な代替物である。国家が債務弁済に受領すると布告すれば、本来の貨幣に転化する。現代では銀行貨幣は主に銀行預金から成る（『貨幣論Ⅰ』第1章）「今日、全ての文明社会の貨幣は表券主義的である」（同上5頁）⁴。

シュムペーターはより徹底している。「貨幣は、ある商品に関連させられているかもしれないし、実際にはたいていは——少なくとも歴史的には——関連させられている。しかし、貨幣は決して商品ではなく」、「貨幣が商品ではないという事実は、さもなければ説明のつかないこと、すなわち、貨幣への請求権は（どのように定義されようと）貨幣自体と同じ目的に役立つだろうことを説明する。これは『信用創造』の可能性の基本的説明でもあれば、また、何故『まがい貨幣』を創造することがはなはだ容易であり、その創造を防止することがはなはだ困難であるかの理由でもある。このようなことは商品の場合には何ら起こりえない。「貨幣は単に技術的な制限内で、ゲームの間に、何回でも現れうる計算具として役立つに過ぎない」（『景気循環論』Ⅲ、808—9頁）。

名目貨幣説の場合、貨幣は純粹の機能的定在となる。ではその場合、名目貨幣が代表する価値はどのように規定されるのであろうか。何に対する請求権であり、指図証券なのであろうか。貨幣の購買力は物価の逆読みに過ぎないとすれば、文字通りトートロジーとなる。これこれの価値があるものとして合意によって約定されるのか、あるいは国家権力によって強制的に公定されるのか。あるものとされる「価値」は歴史的に形成されてきた価値観念によるものなのだろうか。いずれにせよ貨幣の存在が商品世界の相対的価値体系から全く独立したニューメールでない限りは、何らかの形で実体ないし実体的価値と繋がっていなければなるまい⁵。この点は後に改めて問題としよう。

他方、商品貨幣説の場合それはそれ自体実体的価値をもたない紙券、数字、カードが何故、貨幣として一般的に受領され、価値あるものとして通用するのかということ矛盾なく説明しなければならない。

基本的には商品貨幣論者であるA.スミスも貨幣維持費の節約の観点からではあるが、紙券が貨幣として用いられる便宜について触れており、不換紙幣であっても慎重に発行されればその価値は維持されうると述べる（『諸国民の富』（二）第2編第2章）⁶。

紙幣発行の限度はある。「ある国でたやすく流通しうるあらゆる種類の紙幣の総額は、それが代位する金・銀貨の価値、いいかえれば、（商取引は同一と仮定して）かりに紙幣が全然ない場合にそこに流通するであろう金・銀貨の価値を決して超えることができない」（『諸国民の富』（二）278頁）。

⁴ A. マーシャルは貨幣を「一般的購買力」ないし「富の一般的表象」「物的富に対する支配権」と規定している（『経済学原理』Ⅰ、28頁）。

⁵ ケインズの貨幣実質残高に関する基本方程式において貨幣の価値＝購買力を貨幣の1単位で購買できる消費単位（公衆の標準的な消費財やその他の支出対象の特定量の集合）の数量で示す（『貨幣論Ⅰ』230頁）。ピグーの数量方程式では貨幣の価格は小麦で測った社会の享受できる総資力に対する要求権とされる（同上238—9頁）。A. マーシャルは「貨幣の真実の価値はある場合は商品よりも、むしろ労働によって測定の方が良い」とも述べる（『経済学原理』Ⅰ、80頁）。

⁶ アルベルト・ギアコミンはスミスの紙幣論を再評価している（Giacomin, A. and Marcuzzo, M. C. (eds.), Money and Market, pp. 184—195）。

マルクスも紙券あるいは章標、指図証券としての貨幣にも言及している。

「相対的に無価値なある一定の物、革片、紙片等々は、まず習慣の上で貨幣材料の章標となるのであるが、しかし、それがそういうものとして自己を主張するのは象徴としてのその定在が商品所有者たちの全体的な意志によって保証されるからであり、すなわち、それが法律慣習的な定在を、従って強制通用力を受け取るからに他ならない」(K. マルクス『経済学批判』、国民文庫、140頁)。

『資本論』では流通手段としての貨幣が流過程において転々流通するうちにその名目価値と実体価値が乖離していくことから貨幣の価値章標化を導出する。流通手段としての貨幣の機能からは、その鑄貨形態が生ずる。貨幣流通そのものが〔磨滅によって〕鑄貨の実質純分を名目純分から分離させ、その金属定在をその機能的定在から分離させるとすれば、貨幣流通は金属貨幣が、その鑄貨機能においては、他の材料から成る章標または象徴によって代位されるという可能性を潜在的に含んでいる。貨幣の章標はそれ自身の客観的に社会的な妥当性を必要とし、そしてこれを紙製の象徴は強制通用力によって与えられるのである。紙幣流通の特殊な法則は、ただ金に対する紙幣の代表関係からだけ生じうる。すなわち、紙幣の発行は、紙幣によって象徴的に表される金(または銀)が現実に流通しなければならないであろう量に制限される(『資本論』(1) 216-223頁)。

マルクスの場合はいくまで金貨幣に代位するモノとしてのみ紙幣が考察されている。だが不換紙幣が流通する場合に「金貨幣であったならば必要とされる流通必要量を代表する」という規定自体はあまり意味をもたない。何らかの形で金貨幣と繋がりをもっているものでなければ、紙幣導入直前の物価水準を基準として、それよりも上昇していれば必要量を超えたと事後的に判断するしかない。貨幣が過剰かどうかは、単に数量だけの問題ではなく、経済動態との関連において紙幣をいかなる目的にどのように投下し、いかに適切に回収しうるかの問題であろう。

確かに金本位制から離脱し、紙幣、預金通貨、エレクトロニック・マネーなどの普及した現代からみれば、名目貨幣説に分があるように見える。

だが後知恵的に金属本位制が長期に続かなかったことをもって商品貨幣説を否定することはあまりフェアとはいえない。少なくとも一定期間、金本位制(銀本位制も同様だが)が存在しえたことは厳然たる事実であり、貨幣論はそれをも包括するものとして構築されるべきであろう。何より重要なことは、何故その時期に、どのような状況で金本位制が採用されたかという問題である。おそらくそれは貨幣の過剰発行を自動的に抑制する仕組みを創り出すためというよりは、海外投資の要因が大きい。世界経済の基軸的地位にある国が多くの債権を抱え、かつ国内の金融グループが支配的勢力となり、その債権価値の維持を強く求めたからに違いない。実際、金本位制の採用を巡っては諸勢力の思惑の交錯と激しい確執があったようだ。そしてまたその投資先の諸国も外国資本を引き入れようとして金本位制に固執したのである。債権を大量に抱え込むことがなければ、金本位制に拘る必要もなくなる⁷。

⁷ イギリスについては P. J. ケイン/A. G. ホプキンズ『ジェントルマン資本主義の帝国 I』竹内幸雄/秋田茂訳、名古屋大学出版会、1997 参照。アメリカにおいても植民地時代から金本位制確立に至るまでには国家紙幣や銀行券発行を巡り社会集団間の対立、確執があった。南北戦争後の経済再建過程で正貨支払再開を強く主張したのは東部金融業者たちであった(R. P. シャーキー『貨幣、階級及び政党』楠木敏朗訳、多賀出版、1988)。1900年の通貨法(金本位法)成立は支配的な金融グループの勝利の結果であった(『アメリカ経済史』436-7頁: Davies, pp. 462-489)。他方、帝政ロシアは穀物の飢餓輸出により金準備を積み上げて外国資本を取り入れようとした(中山弘正『帝政ロシアと外国資本』岩波書店、1988)。

「古典的金本位制は〈物価—正貨移動メカニズム〉に基づく国際経済不均衡の自動的調節機能の故に維持されていたわけではなく、何よりも固定平価を維持することによって、価格においても実物的にも、周辺国に基軸国の好景気への連動を保証していたことによって支えられていたにすぎず、世界貿易と国

いずれにせよ、名目貨幣説か金属貨幣説かの二者択一的論争は小池田富雄が言うように不毛である(『貨幣と市場の経済思想史』2頁)。両説を対立させるよりは統合を試みる方が生産的であろう。金属貨幣だけでなく、紙幣や信用貨幣などをも説明できるより包括的な貨幣論が要求されよう。

次に貨幣＝手段説と象徴貨幣説。前者は貨幣の機能を重視し、後者は貨幣の象徴性または社会的意味を重視する。

古典派経済学、ことにリカードは貨幣を主に商品交換の便宜のための手段として位置付けていた。経済学では一般にこの交換手段を軸として価値の尺度機能、支払手段機能、価値の蓄蔵機能が展開される。専ら経済的活動を対象とする経験科学が貨幣の機能面を重視するのは当然であろう。

J. ヒックスの定義は簡潔である。「貨幣はその機能において定義される。すなわち貨幣として使われるものは何であれ貨幣である。換言すれば、「貨幣とは貨幣が行うことである」。貨幣の機能はまずは計算単位であり、次いで支払手段＝交換の仲介者であり、及び価値の貯蔵手段である」(『貨幣理論』1頁)。

ケインズの貨幣論も手段説の系譜にあるが、貨幣それ自体の本質的規定というよりはそのマクロ経済的な働きに問題関心がある。

対極にあるのがジンメルの『貨幣の哲学』である。ジンメルは「貨幣という歴史的現象を、その理念と構造を、その前提としての人間の価値感情、事物に対する実践及び人間の相互関係から展開する」(『貨幣の哲学(分析篇)』12頁)。ジンメルの貨幣哲学の全体を網羅することはできないが、その核心的部分に絞って、考察しよう。

抽象的な知的能力の発達こそはまさしく貨幣がますます純然たる象徴となり、その固有価値とは無関係になりゆく時代を特徴づける(同上193頁)。抽象的に考察すれば貨幣の交換機能は単なる記号貨幣によっても充たされうる(同上207頁)。[とはいえ戦争なり革命なりによって貨幣制度が崩れ始めると、高度な知性の時代はあつてなく原始的貨幣の時代に戻ってしまうのも事実である。]([]内は筆者)

だが、貨幣は完全にはその象徴性に解消されえない。商習慣や法律といったものは人間の表象作用や評価作用が作り出した理念的な産物である。貨幣も実体化された社会的機能というカテゴリーに属する。個人の間直接的相互作用という交換の機能は貨幣と共に一つの独立して存在する形象にまで結晶化される。交換そのものが個人の単なる並存から、その内的結合すなわち社会を成立させる機能の一つとなる(同上234頁)。つまり個々人の関係から[個人と]経済圏全体との関係へと変わる。一切の貨幣は社会に対する指図証券に過ぎない。貨幣はいわば支払人の名前が記入されていない手形である。貨幣所有者は指図証券を先に財貨を提供した人に渡し、それを受け取った者はさしあたり匿名の供給者から同一の経済圏に所属しているということに基づいて指図証券たる貨幣と引き換えに必要とされる財貨の提供を受ける(同上239-240頁)。一つの社会圏に対する貨幣所有者や売手のそうした要求や約束の履行が行われるであろうという信頼こそが貨幣取引を成立させる。

金属貨幣といえども1つの支払約束であり、そのうちに2つの信用前提が事実上隠されている。一つは鑄貨の名目価値に対してその実質価値を確定する権限をもつ人々に対する信頼である。例えば、マルタ島の鑄貨には「銅ではなく信頼」と刻印されている。一つは今受け取られた貨幣が同一価値と引き換えに再び支出されうる、という経済圏に対する信頼である(同上240-1頁)。信用貨幣とは実体貨幣のうちにすでに決定的な仕方で存在していた信用要素が進化し、独立し、分離した

際金融における基軸国の圧倒的な地位に由来するものであった」(小池田『貨幣と市場の経済思想史』321頁)。とりわけ基軸国の債権国としての地位が重要である。無論、金融の国際的ネットワークが組織化されれば、金に依存することもなくなろう。

ものである(同上242頁)。

貨幣の継続的利用に対する保証とは各個人が貨幣を拒否する自由をもっているにも拘らず貨幣を受け取るであろうという非常に高い確率を期待できることである(同上245頁)。貨幣の品位が貧弱になると、その統一に貨幣が依存している所の社会圏は解体し、崩壊する(同上255頁)。

16世紀、ジェノヴァの為替市場ではマルケン・スクードという価値単位に従って取引が清算された。この価値単位は実在しているいかなる鑄貨によっても表現されない全く想像上のものである。観念的なものであったが故に、貨幣鑄造に伴う一切の変動や混乱を免れた完全に固定した通貨であった(同上265頁)。これは諸々の貨幣の価値の統一的表現に関する当事者間の合意=約束事に基づく。ジンメルはこれを「多様性に統一性の形式を与える」「貨幣の精神化」である、と考える(同上276頁)。

貨幣の意義は与えられ続けることにある。貨幣は休止するや否やその特殊な価値と意義からみてもはや貨幣ではない。それが場合により休止した状態において及ぼす作用はそれが更に運動するという予想において存続する。貨幣は運動の担い手以外の何物でもなく、この担い手においてはまさに運動でない全てのものが完全に消滅する。

貨幣によって表現される価値と個々の価値対象との関係は丁度、普遍的な法則とそれが実現される具体的な形態の関係と同じである(『貨幣の哲学(総合篇)』373頁)。内容からすれば持続的であるが、貨幣は経済的財貨の間に成り立つ関係を表現し、それらの財貨の流れに対して静止したままである(同上373-4頁)。貨幣は経済的な対象が特殊な形象に具体化された相対性に他ならず、この相対性が対象の価値を示す(同上375頁)⁸。

ここでは貨幣の経済的機能や経済動態との関連は射程から外れているが、経済と文化や倫理は必ずしも切り離しえない面がある。このジンメルの思索を、とりわけ象徴性、媒介性、相対性に即し、改めて貨幣論の展開において跡付けてみたい。

経済人類学の立場からも「意味論的システムとして貨幣」(K.ポランニー)を把握しようとする。「これが貨幣そのものであるといえるものは何もない反面、適当な領域から選ばれたものであれば、どんなものでも貨幣として機能する。貨幣とは言語や文字や度量衡と同様な、一つのシンボル体系である。これらがそれぞれ異なるのは主として、使用される目的と、実際に使われる記号、そして、あるシンボル体系がどの程度一つの統一的な目的を明らかにしているか、という点においてである」(ポランニー『経済の文明史』59頁)。

吉沢英成もポランニーとはやや異なったニュアンスの「シンボルとしての貨幣」説を唱える。「貨幣は貨幣観念であり、集合表象である」(『貨幣と象徴』94頁)。財とは単なる物質ではなく、社会的な意味をもつものとして生産され、交換・享受される。「財の意味はその社会のもつ規範・価値体系によって与えられている」のであるが、「財の世界が規範・価値体系を反映するものとなるためには」、「この規範・価値の中心に対応する財」によって「この規範・価値体系の中に包含され位置づけられなければならない」。その財が貨幣である。「貨幣は意味作用と意味内容の懸隔のもっとも大きな財であり、そうしたものとして全ての財に懸隔を配分している」。「貨幣は懸隔の象徴であり、『余分』性の象徴である」。「人間の物質代謝の過程のつくる『物質』界は貨幣という形で、規範・価値の体系を反映する」(同上64-6頁)。こうして「経而上学的な」高みに立つ(傍点引用者)。

ここでは社会的物質代謝過程=財の世界と規範・意味体系が2元化され、前者を後者の中で即対

⁸ 今村仁司はジンメルを高く評価している。社会関係の秩序だけでなく、人間の文化のあらゆる領域は距離化と媒介形式の中で生まれる。貨幣はその媒介形式の本質を体現している、と語る。そして、その貨幣形式を「合理的計画」なる非人間性に対置した(『貨幣とは何だろう』)。また、後にみるように、ジンメルの論考は岩井克人や楊枝嗣朗らの貨幣論ともある面では通じるものがある。

応させようとしているようにみえる⁹。なるほど人は経済的行為にも意味付けを与えなければ、生きていけない存在である。だが、我々は常に実体を言語なりのシンボル体系では語りきれぬもどかしさに苦吟している。それでも実践上は決断を迫られ、意味づけは不十分なまま諸々の妥協を余儀なくされながら行動せざるをえない。貨幣は納得しきれぬ意味づけと行動の決断に架橋する接合具である。端的には、せめて貨幣で価値を表現し、実現しておこうという形で、である。

フィリップ・グリーアソンは貨幣をその観念的抽象性と債務性において捉えようとする。価値標準としての貨幣＝計算貨幣は交換手段としての貨幣の背後にある。パラオのエジプトにおける牛の購入契約の事例はそれを示す。その契約では金属を価値標準として使ったが、その支払いは諸商品で行った。そこに計算貨幣と負債の清算手段との乖離現象を見出す (Grierson, p.17)。

この限りでは期限を定めてバーター取引を金属重量を基準に等価となりうるものを計算して行っただけのことであろうが、グリーアソンはその事例により価値観念が交換に先行すると言いたいようだ。

貨幣的価値付けは「慣習的」及び「指令的」前市場社会において既に存在した。価値観念や貨幣観念は殺人賠償金と称した法的な補償の制度に基礎をもつ。共同社会のごく初期の段階では価値と殺人賠償金とは互換的な概念であった (Grierson, 17-33 p)。つまり、殺人の罪を償うにはどれだけのものがよいか、という所に価値観念の原点がある、という。

楊枝嗣朗もこうした視点を受け継ぎ、貨幣の本質をその抽象性と債務性に見出す (楊枝『歴史の中の貨幣』第6章)。

アリストテレスも貨幣を単に交換の便宜のための手段と見做しているわけではない。その背後に社会が共有すべき価値観念を想定している。

「交換の対象となる全てのものが何らかの意味において比較しうるものでなければならない。貨幣はそのために生まれてきたのであり、その意味における仲立ちとなる。ある一つのものによって測られねばならない。ある一つのものとは本当は需要であり、需要が全てのものを結びつけるのである。人々が[相手のものを]何ら必要としなかったとしたら、あるいは同じ程度に必要としなかったとしたら交換は成り立たないであろう。だが、いわば需要の代わりに約束に基づいて貨幣が生まれたのである。それ故、貨幣(ノミスマ)＝取り決め(ノモスによる)という名称をもっている。……また今は何も必要なものがなくても何かが必要になれば、やがて交換が行われるであろうという理由で、すなわち将来の交換のためいわば保証として我々は貨幣をもっている」。(『ニコマコス倫理学』160頁)。このありうべき交換比率の背後には正義の観念がある。この観念には配分的正義、規制的な正義、応報としての正義の3つがある。正しき交換によって人は互いに結びつき、社会(ポリス)が維持されるのである(同上151-8頁)。そういう意味で価値観念がある。贖罪の評価も正義の観念が背後にあるのかもしれない。

では、こうした価値観念の根拠はどこにあるのか。それは無根拠の観念的抽象に過ぎないのか、それとも何らかの形で実体と結びついているのであろうか¹⁰。

⁹ 岩井克人による『貨幣と象徴』の批評については『ヴェニス商人の資本論』262-282頁参照。

¹⁰ 価値観念というのは存外、深淵ではないのかもしれない。つまり、人の生存に直接に係る事柄、すなわち食糧の必要量に繋げられるのではないだろうか。

因みにラテン語の「価値」valereの原義は身体的な健康と強さである(梅田修『英語の語源辞典』大修館、1990、283頁)。IEでは価格priceはper-に由来し、本来は等価たること、それ相応の返礼を意味する(同上282頁)。

穀物が貨幣的役割を果していた以上、価値の基準となりうるのは人間(成人)が1日または1年なりに必要とする穀物量であろう。実際、貨幣の単位であるポンドまたはリブラは人間が平均的に1日に消費する大麦の量を基準としており、1ポンド=7000グレイン(1グレインは大麦1粒の重さ)とされる。

イングランドの1266年の法令はペニーが穂の真ん中からとった32粒の小麦の重量を採らねばならぬ

ともあれ貨幣も人間社会の生み出した人工的創作物である以上、そこには何らかの社会関係が表現されている。人間がシンボルを操る意識的存在である以上、貨幣がシンボルの一つであることも、意味体系をもつことも、間違いない。何よりも、それらの意味付けや意味作用の背後にある社会＝経済的諸関係や経済活動や経済現象との関連を探り、そしてまた貨幣幻想、貨幣愛、「貨幣物神性」なりを生み出す要因が明らかにされねばならない。

最後に貨幣内生説と貨幣外生説。

貨幣内生説はごく一般的には物々交換の困難性から貨幣を導出するものである。例えば、A.スミスは明快である。「貨幣は商品交換から発生する」（『諸国民の富』（1）133－4頁）。W. S. ジェヴォンズも同様である。物々交換における二重の一致点の欠如、価値を測定する標準の欠如、細分方法の欠如を克服するものとして貨幣を登場させる（『貨幣及び交換機構』6－9頁）。

K. メンガーも内生説である。「一定の商品が貨幣として存在するのも経済的諸関係から自然的に生まれたのであり、この際、国家の影響力は少しも必要でない」（『国民経済学原理』227－8頁）。マルクスも言う。「貨幣結晶は、種類の違った労働生産物が実際に互いに等置され、従って実際に商品に転化される交換過程の必然的な産物である」（『資本論』1、154頁）。貨幣諸形態は「諸商品の交換から直接に発生する」（『経済学批判』67頁）。

ハイエクも内生説と言ってよい。民間銀行に自由に発券させて、あとは自然の淘汰に任せればよい、という。政府が発券を独占していることが諸悪の根源なのである（『貨幣論集』第1部Ⅲ）。

これに対しK. ポランニーは原始貨幣の研究を踏まえ貨幣外生説を唱えた。「貨幣は商品交換とは別個の所から発生する」（『経済の文明史』59頁）。

吉沢英成も断じる。「貨幣という集合表象はその発展など問題にしえぬ、人間社会につきものの超歴史的なものである」。「貨幣の起源など知るすべもない」（『貨幣と象徴』95－6頁）。

楊枝嗣朗は余剰生産物の貸借はるかに商品交換に先行し、貨幣はその債権債務を記録する抽象的な計算貨幣として生成した、と考える（楊枝『歴史の中の貨幣』150－161頁）

岩井克人は奇跡説である。貨幣は歴史的偶然の産物であり、生成の先験的必然性はない、という（岩井『貨幣論』98－9頁）。

確かに計算手段や象徴財の発生は市場経済に先行した。だが、それらがそのまま市場経済成立の要素となっていったわけではない。市場経済は発生経路を異にする、構成諸要素が融合して成立する。その際に先行する様々な素材のいずれかを貨幣として受け入れたか、新たに貨幣を創出したのである。また発展した市場経済においては貨幣が不足すると、貨幣代用物が登場することも、いずれかの既存の通貨制度が崩壊しても、しばらくすれば再建されるのも事実である。貨幣は日々、再生産されているともいえる。従って、市場経済の内的論理によって貨幣が生成すると考えてよい。ただ、何が貨幣の素材となるかは論理必然的とはいえない。歴史的過程に委ねられる。

以上、貨幣論各説を整理してみた。非常に大雑把に纏めれば、宇野理論は商品貨幣説—手段説—貨幣内生説という系列、ケインズ理論は名目貨幣説—手段説—貨幣内生説という系列、グリーアソンの貨幣論は名目貨幣説—象徴貨幣説—貨幣外生説という系列ということになる。だが、果た

と定めた（楊枝『歴史の中の貨幣』163頁）。

中国の両も同様である。唐律により秬黍の通常の1粒の重さを1黍とし、これを重量の基礎単位とした。この10黍を1叅、10叅を1銖、24銖を1両とした。従って1両=2400黍となる〔後述〕。凡そ1食分という所か。この両が貨幣単位となる。

日本でもこれが貨幣単位として定着していった。近世に貫高制に代り石高制が採用されるが、この米の数量が金属貨の一定量に代置される（米の成人1年間の消費量=1石=1両が一応の基準となるか）。

してこれらの説は外観ほど対立したものなのだろうか。以下の論考では、こうした諸説を統一的に理解できるような貨幣論を考えてみたいと思うのである。

1. 価値形態論再考

完成した商品経済（市場経済）においては貨幣の存在は初めから自明であった。だから貨幣の役割についてあれこれと解釈することは可能でも、そもそも貨幣が商品経済それ自身の内在的論理によって如何に生成したかという問題意識は起き難い。精々、市場経済に物々交換が先行したことから、その不便さを克服するものとして貨幣の登場を推論する程度であった。そうした根本的問題提起は市場経済を突き放して、対象化・相対化することによってのみ可能となった。それを初めて体系的に理論化しえたのはマルクスである。マルクスはその価値形態論によって「諸商品の価値関係に含まれている価値表現の発展を、その最も単純な最も目立たない姿から光眩い貨幣形態にいたるまで追跡」し、「貨幣の謎」を解明しようと試みた。

これは古典派経済学の枠組みを超える経済学史上、画期的な業績である。この価値形態論を巡っては多くの解釈、論争が生まれたが、とりわけ宇野弘蔵による疑問の提起・批判は大いに価値形態論を精査し、それに論理的一貫性を与えることを可能にした。

ひとまずマルクスの批判的継承者たる宇野学派の理論に従って価値形態論の概要を纏めておこう¹。

まずは舞台装置の設定である。舞台は資本主義経済が前提する商品流通世界である。そこでは全ての生産物が商品化している。そこに登場する経済主体は商品所有者である。彼らは限定的ではあれ商品経済的に合理的に判断し、行動していくものとする。とりあえずは限られた情報及び情報処理能力の下で、自己の商品を提供し、できれば望ましい交換比率による商品交換を通して必要な財貨を入手しようとする。そうした個々人の行為の連鎖が社会的な商品交換関係を創り出していく。

生産物は生まれながらに商品ではない。それが商品となるのはその所有者にとってもはや直接、有用ではなく、他の生産物と交換されることによってのみその有用性（使用価値）を実現できる存在となるからである。それ故、商品は共同体的諸関係にせよ、互酬的關係にせよ、あるいは集権的な再分配関係であるにせよ既存の経済社会の外部に、余剰として生まれる。ジンメル流に言えば非人格的な社会的相互関係、マルクスの言葉では「相互的他者関係」において商品は生成するのである。その意味で商品は生来、外部性、外在性を背負っている。

資本主義経済とは、そうした生産過程にとっては外在的な流通形態が、生産過程の深部に入り込み、生産諸要素、とりわけ労働力を商品化し、商品によって商品を生産することによって、それを包摂した経済体制である。

流通形態論は商品所有者によって創り出される社会的諸関係つまり市場経済的諸関係を解明するものであるから、ひとまず価値の実体規定は前提せず、これから措定されるべきものとして展開することが可能である²。流通形態論は商品それ自身の論理によって貨幣形態を導出し、その貨幣を媒介として商品流通世界が編成される様を描き出す。

商品流通世界という舞台装置の上で、商品所有者はその商品、例えば、リンネルの一定量を、自らが交換したいと望む他の商品、例えば、茶の一定量に対し提供する用意があることを表明することから始める。ここではまだ商品交換は成立しない。この限りではリンネルの所有者は一方向的に茶

¹ 以下、主に宇野新『原論』第1篇第1章、旧『原論』上巻第1篇第1章、『経済学概論』第2篇第3章（大内秀明稿）、日高『原論』第1篇第1章、山口『経済原論講義』第1篇第1章などによる。

² 宇野は外在的な流通形態が生産過程を包摂した論理段階において社会的抽象的労働時間による価値の規定性を論証しようとした。

との交換を申し出ているだけである。ここでもし茶の所有者がリンネルを望んでいるならば、この申し出の受け入れが可能となる。その意味では茶は直接的交換可能性の立場にある。但し、あくまで可能的にのみである。

これを商品に即してみればリンネルという商品の価値が茶という商品の使用価値量で示されるのである。その意味でリンネルは相対的価値形態にあり、茶はリンネルの価値を等価物として表現する等価形態にある。この価値表現はさしあたりリンネルの所有者による主観的評価にすぎない。

これが原初的な価値表現であり、単純な価値形態である。商品の価値は当該商品それ自身により表現することができないため、その所有者によって、他のいずれかの商品の使用価値で表現されねばならない。これは商品に特有な価値表示の方式に他ならない。

「この関係のなかでは、その価値が表現されるべき一方の商品は直接にはただ使用価値として認められ、これに対して、それで価値が表現されるべき他方の商品は直接にはただ交換価値として認められる」(『資本論』1、112頁)

しかし、単純な価値形態は商品の価値表現形態としては不十分である。個々の商品所有者は一般に単一の商品だけではなく、様々な商品との交換を求める。他の多くの商品の使用価値の一定量によって自己の商品の価値を表現する。

そこで拡大された価値形態を展開することになる。

リンネル 10 ヤールは茶 5 ポンドに値する、リンネル 20 ヤールは上着 1 着に値する、リンネル 30 ヤールは小麦 3 クォーターに値する、等々。

こうして多くの商品との価値関係を展開し、多くの等価形態にある商品に対して直接的交換可能性を与える。それにより交換の可能性は高まるとはいえ、何らかの商品の価値を表現する等価物は多種多様化し、かえって価値の統一的な表現は困難になる。

けれども、この拡大された価値形態が、各商品についてそれぞれ展開されることになると、必ずいずれの等価形態にも共通に現れる特定の商品が登場する。ということはその商品であれば多くの商品に対し直接、交換を要求できるのである。多くの商品によって需要される商品、例えば、小麦は、それ以外の商品によって等価物の位置に置かれる。これをマルクスは一般的等価物と呼んだ。

一般的等価物によってそれ以外の全ての商品は自らの価値を統一的に表示することができる。各商品所有者は間接的にではあるが、まず自己の商品価値を一般的にあらゆる商品に対して直接的に交換を要求しうる商品によって表示し、自らが欲する商品との交換を求める。こうした一般的等価物の使用価値はすでに必ずしも直接消費の対象をなすものではなく、価値表現の材料として最も適した商品でなければならない。容易に質が変化せず、量的に分割や合成が容易で消費の対象とはなり難い素材が見いだせれば、それが可能的に貨幣となる。その素材が一般的等価物に代わって実際に商品交換のために出動すれば、「貨幣」たる実を示す。

以上、ごく掻い摘んで、宇野価値形態論を素描してみた。

確かに『資本論』に比べて極めて明快となり、首尾一貫した論理展開となった。訓詁学を超えた発展可能性を高めた研究となったことは間違いない。とはいえ更なる開かれた研究とするため幾つかの疑問点を呈示したい。

まず商品論冒頭の価値規定の問題をとりあげよう。

商品の価値は「商品の価格に示されるような同質性をもち、量的にのみ異なるもの」とされる。つまり、まだ無規定的ではあるが、同質的な何かということになる。鈴木『経済学原理論』もまたごく抽象的な規定に留める(『経済学原理論』25頁)。あえて曖昧にしておいて、徐々に明確な規定性を獲得するようになるということであろうか。

山口重克はより踏み込んだ規定を試みている。商品の価値は「交換性」＝「他の商品を引き付ける性質」、「商品の需要契機(要因)」を示すものとする(『経済原論講義』15頁)。ただ、山口はそれ以上には議論を進めない。それはおそらく宇野価値形態論の再考を迫る論点を含むからか

もしれない。この需要要素を取り入れるということは価値を商品所有者による商品の評価として明確化することに繋がる³。それはある商品が他の商品所有者たちによってどれだけ必要とされているか、言い換えればどの程度需要されているかを示すものであり、従ってまた当該商品の提供（供給）は「商品集合」たる富に対し、どれだけ要求できるか（その意味では請求権と言っても良い）を示すものである。商品所有者が経済主体として商品世界に参加するというのはそうした社会的関係を創り出すためであろう。

「勿論、この価値表現は商品リンネルの所有者の主観的評価によるものにすぎない」（宇野新『原論』31頁）。ところでこの単純な価値形態で示される主観的評価は二重である。まずは商品リンネルの価値を所有者自身が他の商品の使用価値量によってどれだけ評価しているかを示すもの（この要素はいずれ商品を供給する時の希望売値に発展する）であり、もう一つはリンネル所有者が茶をどれだけ評価しているかを自分の商品の使用価値量によって示すもの（この要素は需要する商品に対する希望買値の端緒となる）である。この場合、少なくともリンネルの所有者は茶を確かに必要としており、その価値を認めているのである⁴。

そう考えれば「商品は、その商品所有者にとって他の商品との交換の基準となる、その価値を積極的要因となし、その使用価値をいわゆる他人のための使用価値として消極的条件とするものである」（宇野新『原論』22頁）⁵、とはいえない。

他人のための使用価値というのは商品にとって決して消極的要因ではない。それどころか他人に必要とされるからこそ価値となるのである。単純な価値形態は従って、なお萌芽的で、未分化ではあるが需要・供給の関係における原初的な価値表現形式とされるべきである。決して交換を求める一方的な意思表示ではない。だからこそ貨幣が登場すると商品の交換は貨幣による売りと買いに分化するのである。「それゆえ、単純な商品形態は貨幣形態の萌芽である」（『資本論』1、128頁）。

宇野は、無論、価値形態論の背後に需要供給の関係があることは認めている。「ある商品の価値を他の商品の使用価値で表わすという意味は、供給と需要の関係を含めた問題というふうに考えている」。相対的価値形態にある商品、従って「供給する側が受け身になる。需要は、のちに貨幣になる等価形態の商品の方にある」（『資本論研究Ⅰ』256頁）。だが、果たして「供給する側が受け身になる」と言い切れるであろうか。

大内秀明はここでの議論において疑問を呈している。「需給関係からいうと、需要する方は使用価値を需要する。それに対して供給というのは、価値を目的として供給することになる」。「簡単な価値形態において、相対的価値形態が等価形態の商品を需要するという関係を持ち込んでくると、いまの貨幣形態との関連で言うとは逆転することになる」のではないかと（『資本論研究Ⅰ』256頁）。宇野の答えは次のようである。価値形態の段階では需要と供給は未分化で両者は「結びつかない—それが貨幣を必然的にするわけで、その中に貨幣が入ると、逆に商品は常に商品の側に、貨幣は需要の側に分かれる。しかも需要されるのは商品の使用価値ということになる」（『資本論研究Ⅰ』257頁）。

これはかなり本質を突いた疑問のように思われるのだが、需給はまだ分化してはいない、ということ片づけられた。確かに未分化であるが、価値形態論は後にみるように需要・供給関係を表現し、商品価値を評価できるような形式を導出するものである。それを完成させるために貨幣形態が登場する。具体的に如何に評価するかは価値尺度論の課題であるが、その価値尺度論も商品所有者

³ 平林千牧は価値形態論に明示的に需要・供給の要素を取り入れている（桜井他編『経済学Ⅰ』第Ⅱ部第2章）。

⁴ もしかするとマルクスの「逆関係を含む」とはこうしたことなのかもしれないが、いずれにせよ商品の価値は自分自身で表わすことはできず、他の商品の使用価値量によってしか表現できないことには変わりない。

⁵ cf. 『経済学概論』181頁、鈴木『経済学原理論』28頁。

が一方向的に商品の一定量に何円という売値をつけ、貨幣所有者がそれを受け容れるかどうかの問題に留まらない。売手の評価だけでなく、買手がいくらで買いたいという評価も合わせて考察されるべきである。そうでなければ需給を均衡させる市場価格の形成も提起できない。

また宇野は価値形態論に交換過程論を吸収し、貨幣形態の生成を論証しようとした。日高普は「宇野が交換過程論を原論から省いたことを評価している（『経済原論』28頁）」だが、省いた、というよりは取り込んだというべきであろう。鈴木『原理論』の場合はそもそも交換過程論を排除している（『経済学原理論』上第1篇第1章）⁶。

マルクスは単純な価値形態において相対的価値形態にある商品と等価形態にある商品とを等置関係に置き、その商品の逆関係も含めたこと⁷、つまり一方の商品が他方の商品に一方向的に交換を求める関係よりも、ある商品の価値は別の商品の使用価値でしか表現できない関係を重視したことも関連して、拡大された価値形態（価値形態B）から一般的価値形態（価値形態C）への移行も比較的あっさり行った。これに対し宇野は既にみたように各商品の価値形態Bにおける様々な等価形態に共通に登場する商品でもって各商品の価値を表現しようとする所から価値形態Cを導出する⁸。各商品所有者は自己の商品の価値を一般的等価物によって表現したうえで、多くの商品に対し直接的交換可能性のある商品に換えてから、必要としている商品に交換する。それにより全面的な商品交換が可能となる。一般的等価物が価値の表現手段であり、商品交換のための媒介手段である以上、それは日常的な消費財であってはならず、「無ければ無くても済む、いわば装飾的使用価値として役立つもの」でなければならない。その「一般的等価物としての資格」に適合的な財は金銀である（宇野旧『原論』上巻38頁）。こうしてさして困難なく貨幣が導き出された。

だが、一般的等価物から貨幣形態への移行には論理的飛躍がある。一般的等価物が登場すると「商品所有者は先ず一般的に等価物に代えてから、己の欲する商品との交換を求める」。これは商品所有者の何とか商品交換を実現しようとする能動的＝意識的行動を抜きには語れない。また一般的等価物が多くの商品所有者によって需要されるものであるとすれば、それは必需品であろう。実際、歴史上、穀物、布、牛、農具といったモノがいわゆる物品貨幣＝一般的等価物として用いられてきた。それが何故、必ずしも一般的には消費の対象とはならないモノ、例えば、金銀に代わるのか。

宇野は旧『原論』では「商品の交換の単なる便宜のために貨幣が出るのではない」。「商品の交換過程の中から貨幣が出てくる」「必然性を基礎として」「それに適したものが貨幣となる」（上巻39頁）。「商品は直接他の商品と交換せられるものではなく、まず貨幣に転化し、然る後に始めて他の商品に転化してその交換を実現する」のであって、「貨幣を媒介とした商品相互の交換」となる（上巻41頁）、と述べている。明らかに交換過程を下敷きにした価値形態論となっている。宇野自身も価値形態論は背後に交換過程論を想定せざるを得ない、と述べる（『資本論研究I』250-254頁）。但し、新『原論』では商品交換の媒介手段としての貨幣は背後に退き、商品価値を統一的に表現する手段としての意義が強調されている（新『原論』27-8頁）。

鈴木『経済学原理論』はリンネルのような特殊な使用価値では「一般的等価物としての形式的使用価値」に適しない、として貨幣形態を展開する（『経済学原理論』上35頁）。

大内秀明も形式的使用価値化説である。一般的等価物は「価値表現の単なる材料、商品価値の体现者としての形式的な使用価値という性格を強くしている。いいかえれば、それは商品所有者によって、特定の使用価値として交換の対象とされるのではなく、むしろ茶と交換しておけば、つぎに他のいかなる使用価値をも茶によって入手できるということのために、交換の対象とされるように

⁶ 鈴木は各価値形態の欠陥によって従って矛盾の展開として移行規定を説こうとした（鈴木鴻一郎『価値論論争』231-260頁）。これは形式論理に過ぎる。

⁷ 『資本論初版』でも「逆関係を含む」ことを明記している（『初版』292-8頁）。

⁸ 大内秀明は『資本論初版』の形態IV（『初版』309-10頁）を評価し、顛倒なき一般的等価形態の導出を試みた（『価値論の形成』）。

なる」(『経済学概論』186頁)。こうして誰からも需要される使用価値をもつが故に一般的等価物となった商品が価値表現の手段及び交換手段としての形式的使用価値に飛躍する。ここは跳べるであろうか。

山口重克はこの問題の難しさに気づいていたようだ。基本的には旧『原論』に依りながらも、より掘り下げ、慎重に議論を進めた。

「個々の商品所有者は、自分にとって直接に有用な任意の商品との交換を促進するためのいわば回り道として、一般的等価物による価値表現を行っているのであり、実質的な使用価値を入手するための媒介物であるという点で、一般的等価物自体については直接の有用性がある程度消極化している」。だからといって「一般的等価物の実質的使用価値が全く無意味になってしまうわけではない。個々の商品所有者は、比較的多数の商品所有者がその直接的な有用性を求めていることを知っているからこそ、それで全ての所有商品の価値を表現している」。「このように一般的等価物は、直接的な有用物との交換の媒介物という役割と、比較的多数の商品所有者にとっての直接的な有用物という役割とを持っているのであるから、両方の役割を果すのに適した自然的属性を兼ね備えた商品が一般的等価物の地位につく可能性の高い商品である」。そうした商品は複数種ありうる。また変更されうる。「しかし、交換の媒介物にふさわしい自然的属性ということからいえば」、使用価値の変化が少なく、分割結合が容易で、耐久性があるものがよい。そうすると「必需品的な性格よりもむしろ奢侈的なもの、すなわち無ければ無くても済むが、それにたいする欲望には限度がないようなもの」に落ち着く。結局、複数の候補から商品経済の歴史が行う消去法によって金なりが選ばれることになる(山口『経済原論講義』25-7頁)。ここは『資本論』の交換過程論の論理(『資本論』1、157-9頁)を取り込んでいる。

だが問題は「商品世界の共同の仕事として」諸商品の価値を共通の等価物で表現するようになったからといって、その一般的等価物が自動的に交換手段となるわけでもない所にある。商品所有者が自己の商品を、まず自分には必要でないが広く需要されている商品と交換してから、必要とする商品に交換するという行動は価値表現とは別の論理が加わる。つまり行為論が必要となる。歴史上も、経済的計算手段の発生と、交換手段の発生は同時的ではない。

更に名目価値と実質価値の乖離した鋳貨や、それ自身実体的価値をもたない紙幣や電子マネーが貨幣となりうるのは何故か、という難問も控えている。理論上、ひとまず、金貨幣としておいて、いずれそれに代位するものとして展開することも可能かもしれない。だが貨幣形態がすでに交換を媒介するという形式的使用価値となっているのであれば、実体的価値をもたないモノのほうが貨幣には適しているはずである。「貨幣は、媒介物としての適性を備えているものであれば、……金そのものの有用性からいわば相対的に独立している金の代用物でもよい」(山口『経済原論講義』30頁)。

単なる価値表現の手段、交換手段としては一般的等価物は実体的価値のない形式的使用価値に転化してもよい。かといって、誰からも、少なくとも多くの人々から需要されるからこそ一般的等価物になるとすれば、何らかの実体的価値から切り離すこともできない。

どうやら、価値形態論だけで貨幣の論理的生成を説くのは無理がある。これは商品所有者達が全面的な商品交換を行うために如何にしてその媒介手段を創発していくか、という問題になろう。交換過程論を見直す必要があるようだ。

岩井克人は実体との結びつきを全く切り捨てて、この問題に対する一つの回答を、修辞に満ちた回答を提示した。実に面白い思考実験ではある。現代の最も優れたソフィストの一人と言うに相応しい。

岩井はマルクスの価値形態論をマルクスが完成させた思考の体系としてではなく、マルクスを完

成させない思考の方法として読み直し、価値形態論を価値体系の構造分析（関係論）として説こうと試みた（岩井『貨幣論』9頁）⁹。

単純な価値形態Aにおいては相対的価値形態にあるリンネルの価値は自分とは全く異なったほかのモノとの相対的關係によって表現する。それは何らかの意味での「社会的関係」を担っている。等価形態にある上着はそのあるがままの姿でリンネルとの直接的な交換可能性をもち、あたかもそれ自体で価値をもっているような錯覚を生み出す（同上39頁）。[錯覚ではあるまい] だがこの「とりちがえ」はまだ貨幣形態の必然性を示すものではない（同上40-41頁）。

価値形態Aは価値体系の表現としては不十分であるから、全体的な価値形態Bと一般的な価値形態Cを展開する。前者ではリンネルは「社会化する主体」の役割を果たし、後者ではリンネルは社会化される客体の役割を果たす（同上45頁）¹⁰。

[何らかの理由で] リンネルが他の商品にそれぞれ自分との直接的な交換可能性を与えている。[そうすると] 当然、上着も茶も小麦も……それぞれリンネルと直接に交換可能な存在になる。今度は逆にそれらの商品は同時にリンネルに対して自分との直接的な交換可能性を与えることができる。

（同上47頁、52-3頁）。ここに価値形態BとCとの間の循環論法が示される。お互いがお互いの成立のための根拠となっているという宙ずりの関係がある。もしほかの全ての商品に対して同時に直接的に交換可能性を与えると共にほかの商品によって同時に直接的な交換可能性を与られているという商品が現実存在しているならばそれは言葉の真の意味での「貨幣」である（同上53-4頁）。これが貨幣形態Zとしてその循環論法を現実「生き抜く」存在となる。ひとたび貨幣形態Zが成立してしまうと貨幣と商品とは非対称性の役割を演じ分ける。貨幣以外の全ての商品は貨幣との直接的な交換可能性を媒介してお互いが間接に交換可能な存在となる。商品世界全体の立場からすればそれをひとつの商品世界として成立させる役割を果たしているのは個々の商品ではなく、貨幣の方である（同上57-8頁）¹¹。[一方的に貨幣が主導して商品世界を成立させる、というのだ]

以上が岩井価値形態論の骨子である。では貨幣には関係＝貨幣性はあっても、価値基準がないのか。1万円札に1万円の価値があるという時の価値とは何を示すのか。単なるニューメールでは済まない。量を示す記号はそれで表される量的規定ももたねばなるまい。ジンメルのようにこれこれの価値があると信頼するその量、従って観念的なそれであろうか。あるいは結果として購買されえた商品の価値ということになるのだろうか。宙ずりの関係であるのは貨幣ではなく、岩井貨幣論における貨幣価値であろう。

また、たまたまある商品が他の多くの商品を需要すると同時に、多くの商品からも需要される位置に立てばそれが価値形態Zとなるという偶発的貨幣出現論（後述の「奇跡」による発生論と対応）はマルクスが述べた単純な価値形態における逆関係の直接的延長上にあるのだ。[マルクスの場合、

⁹ マルクスの場合は労働価値説を前提して商品世界の貨幣形態を導きだし、商品世界の貨幣形態を通して労働価値論を論証するという循環論法であると批判する（岩井『貨幣論』42頁）。岩井は別の循環論法を提起する。

¹⁰ マルクスの場合は形態BからCへの移行の論理は安易である。逆関係を明示的に表現しており、すでに価値体系が成立している以上、移行は容易である（岩井『貨幣論』46頁）。[岩井の場合は一層単純のようだが]

¹¹ マルクスは循環論法を逃れるために穴を用意した。「貨幣自身の価値は貨幣商品の生産に必要な労働時間によって規定される」。マルクスはここでフローと流通し続ける貨幣のストックを混同した、という（岩井『貨幣論』63頁）。岩井理論からすれば循環論法から逃げる必要はなかったわけだ。岡部洋実「一種の循環論法」を肯定している（岡部「貨幣<制度>生成の論理」）。

逆関係は労働価値説を前提しているのだが] その逆関係の拡張に他ならぬ循環論法を生き抜く何か突然降臨し、ある商品に移るといふものである。商品ではない何かなのである。「貨幣とは自らの存在の根拠を自ら作り出している存在である」(同上 97 頁)¹²。だが「外部の素材なしに自己を対象化するのをやってみせるのはヘーゲルの『概念』くらいのものだ」(『資本論第1巻初版』288-9 頁)。

改めて価値形態論を検討しよう。

ここではあくまで価値表現形式として価値形態を考察する。ここで価値という場合、ある商品(供給)に対してどれだけ需要があるかという社会的評価と考える。とりあえずは主観的評価には違いない。価値形態論の課題はいかにして諸商品の社会的需給関係を表現し、集約する形式を創り出さるかという所にある。重要なのはある商品が多くの人々に需要されるというだけでなく、確かに誰かによってこれこれの量、需要されていると示すことである。

まず単純な価値形態はA商品 x 量=B商品 y (a)量と表せる。商品Aはその一定量(x)をAが需要する商品Bの一定量(y)に等置し、その価値を商品Bで表現する。xは正の変数、yは非負の変数である。繰り返すが、そのことはAがBによって自らを評価しているだけではなく、AがBを自己の商品をもって評価していることも示している。

次いで全体的なまたは拡大された価値形態はA商品 x 量=B商品 y (a)量またはC商品 y (a)量、またはD商品 y (a)量、またはE商品 y (a)量、等々と表現する。

ここでA~Fの商品から成る商品世界のモデルを考えてみよう。A商品 x 量=B商品 y (a)量は $Ax = By(a)$ と表す。

各商品がそれぞれ全体的な価値形態を展開するとすれば次のような交換関係行列が得られる。

	A	B	C	D	E	F
Ax		By(a)	Cy(a)	Dy(a)	Ey(a)	Fy(a)
Bx	Ay(b)		Cy(b)	Dy(b)	Ey(b)	Fy(b)
Cx	Ay(c)	By(c)		Dy(c)	Ey(c)	Fy(c)
Dx	Ay(d)	By(d)	Cy(d)		Ey(d)	Fy(d)
Ex	Ay(e)	By(e)	Cy(e)	Dy(e)		Fy(e)
Fx	Ay(f)	By(f)	Cy(f)	Dy(f)	Ey(f)	

こうして各商品の全体的価値形態を行列表の行として並べれば、その結果として列に可能的な一般的価値形態が現れる。このうち最も多くの商品から交換を求められる商品がAとすればAは一般的等価物の地位に立ちうる。そうするとAを除く他の商品はAによってその価値を統一的に表すことができる。[その限りではマルクスの一般的等価形態と同じである] ところが、最も多く需要され、従って商品世界において重要な位置を占めるA商品自身の価値は表すことができない。では如何にしてAをも含む全ての商品の価値を表現することができるのか。そのためには一般的等価物たるA商品が自らを何らかのモノに等置する必要がある¹³。このモノは必ずしも実体的価値を要し

¹² 山口重克は岩井理論を紹介しているが、突っ込んだ批判は控えた(山口『金融機構の理論の諸問題』第3部第1章近年の商品貨幣説批判の概要)。

¹³ 後に詳しくみるように、日本の律令制の時代に銅銭が導入されると、それまでの現物貨幣=一般的等価物たる布や米などが銭量で換算された。

ないが、ひとまず F 商品（金銀のような奢侈品でよい）としておこう。そうすると諸商品は次のように価値表現される。

$$\begin{aligned} A_x &= F_y(a) \\ B_x &= A_y(b) = F_y(a) * A_y(b) / A_x \\ C_x &= A_y(c) = F_y(a) * A_y(c) / A_x \\ D_x &= A_y(d) = F_y(a) * A_y(d) / A_x \\ E_x &= A_y(e) = F_y(a) * A_y(e) / A_x \end{aligned}$$

こうして貨幣形式が導出される。価値表現の素材とされた F は商品世界から排除され、A を含む全ての商品の価値は F の量によって表現される。この F は更に別のモノに置き換えることができる。素材内容は問わないが、価値を表現するのに適したモノがよい（均質性、質の安定性など）。それを貨幣 G とする。例えば、A が B をどれだけ需要し、同時にそれに対しどれだけ A を提供する用意があるかは $G_{yb}(a)$ として表すことができる。そうすると先の交換関係行列の数値は全て G の量で書き換えられうる。

	A	B	C	D	E	
A _x		$G_{yb}(a)$	$G_{yc}(a)$	$G_{yd}(a)$	$G_{ye}(a)$	$\Sigma G_y(a)$
B _x	$G_{ya}(b)$		$G_{yc}(b)$	$G_{yd}(b)$	$G_{ye}(b)$	$\Sigma G_y(b)$
C _x	$G_{ya}(c)$	$G_{yb}(c)$		$G_{yd}(c)$	$G_{ye}(c)$	$\Sigma G_y(c)$
D _x	$G_{ya}(d)$	$G_{yb}(d)$	$G_{yc}(d)$		$G_{yb}(d)$	$\Sigma G_y(d)$
E _x	$G_{ya}(e)$	$G_{yb}(e)$	$G_{yc}(e)$	$G_{yd}(e)$		$\Sigma G_y(e)$
	ΣG_{ya}	ΣG_{yb}	ΣG_{yc}	ΣG_{yd}	ΣG_{ye}	

ここではそれぞれの商品の供給は行の集計値で表され、需要は列の集計値で表される。両者は必ずしも一致しない。例えば、 $\Sigma G_y(a)$ ($= \Sigma A_x$) と ΣG_{ya} は一致するとは限らない。

G が貨幣となれば F も商品世界に戻りうるが、無論、貨幣としてではなく商品 F としてである。こうして全ての商品が価値表現形式に包含される。

かりにこの貨幣の地位にあるモノが素材的価値をもたないとしても、それ自身価値をもつ一般的等価物と等置されているため、空ではない価値体系が成立する。それにより各商品に対する商品世界全体の需要を表現することができるようになり、商品価値の社会的評価が可能となる。少なくともそのお膳立ては出来上がる。

以上は貨幣の論理的生成論ではない。あくまでも商品の全体的価値表現が可能な貨幣形式の導出である。貨幣の生成の論拠は交換過程論に求めねばならない。

2. 交換過程論再考

宇野は交換過程論をとくに価値形態論とは区別して論ずる必要性はないと考え、価値形態論に吸収させた。そのことが貨幣形態の生成という面からは論理展開上、無理が生じた。

岩井は交換過程論を貨幣を媒介とする商品世界の生成論として説く。しばらくその論理を追うことにしよう。

商品と商品との〔直接的〕交換には本源的困難がある。貨幣が媒介することによって交換は可能となる（『貨幣論』74-5頁）。その貨幣は自らの存在の根拠を自ら作り出している存在（貨幣の無根拠性）であった¹。あるモノを全ての人が商品の代わりに貨幣として受け入れるのは、それをいつか貨幣として手離して、更に別の商品を手に入れるためであり、それができるのはそのあるモノを全ての人がいつでもその商品の代わりに貨幣として受け入れてくれるはずだからである（同上97頁）。

貨幣の生成は「歴史の偶然」、「歴史の事実性」であり、ひとつの「奇跡」である。あるひとつの商品が多くの人々の欲望の対象となっている、ということはそれを現実に貨幣に転化させる「奇跡」のきっかけになりうるし、あるひとつのモノが申し合わせや勅令や契約や立法によって貨幣として指名された、ということもそれを現実に貨幣に転化させる「奇跡」の切っ掛けになりうる（同上98頁）。先験的には何らの必然性ももっていない（同上99頁）。

現実に流通する鑄貨、紙幣、エレクトロニック・マネーに示されるように、貨幣が貨幣としての役割を果たすためには実体的な根拠を何も必要としない。そしてそれを貨幣として指定する申し合わせや勅令や契約や立法といった外部的権威も必要とはしていない。均質的であり、分割可能であり、耐久的でありさえすれば、どんなものでも貨幣になりうる（同上64頁）。貨幣は商品から他の商品との関係性そのものを抽象化した存在である（同上66頁）²。

そうした観点からマルクスの価値記号論を批判する³。

マルクスによれば紙幣流通の場合、紙幣が「どういう金名義をもって流通に入り込もうとも流通の内部ではその代わりに流通できるはずの量の記号まで圧縮される」。だが1ポンドの紙幣は1ポンドの金を代表しない〔のだから〕、そこでは記号するものと記号されるものという関係は成立しない。記号とは両者の間に何らかの意味で恒常性をもつはずだからである。現実の流通における紙幣と商品との等価関係は金と商品との間のイデア的な交換という「回り道」など経由することなしにそのまま紙幣と商品との等価関係として理解することができる（岩井『貨幣論』118頁）。

岩井は「金は価値をもつから流通するのに、紙幣は流通するから価値をもつ」というマルクスの言葉を次のように言い換える。紙幣が他の全ての商品と直接的な交換可能性をもつのは、それが他の全ての商品によって直接的な交換可能性を与えられているからである（同上119頁）。軽くなった1ポンド金貨で1ポンドの価値をもつ商品と交換に受け取ってくれるのは、それをいつかどこかで誰か別のの人に1ポンドの価値をもつ別の商品と交換に受け取ってもらおうと思っているからである（同上124頁）。

金の単なる「代わり」として導入された金貨が自ら「本物」の貨幣となる。これも一つの奇跡である。更に兌換紙幣が、次いで不換紙幣という「代わり」が商品と交換することによって「本物」

¹ 佐伯啓思もおそらく岩井貨幣論を意識して述べる。「貨幣はそれ自身の根拠をもたないことによって、経済世界という現実の『象徴界』に開いた亀裂、つまり『穴』を指し示す、と同時にその『穴』を埋めるものとなっている」（『貨幣と欲望』320頁）。だがこの亀裂は本当に埋められるのだろうか。埋めたと粉飾することはできるかもしれないが、資本主義の精神解剖学よりも貨幣神話を生み出すような精神病理学をものしてほしい、と思う。

² ジンメルも「貨幣は人間関係の結晶化」とであると語っている。

³ ここではマルクスの Zeichen に対する訳語を章標ではなく記号を当てる。

の貨幣になる。これも「奇跡」である(同上126-132頁)。

以上からすれば、これは貨幣神授説といえようか。

だが奇跡も繰り返されれば奇跡ではなくなる。実際、「貨幣が貨幣であるためには人間による日々の売り買いによって、たえず貨幣として確認され、たえず貨幣として更新されていかねばならない」(岩井『貨幣論』146頁)。更新されるのはそれなりの蓋然性があるからであろう。

岩井によれば貨幣は人々の「信頼」、というよりは思い込みによって辛うじて支えられている。

「貨幣は無限の循環論法によって支えられている」、「人が貨幣を受け入れるのは他の全ての人を受け入れてくれるからであり、何の実体的根拠を必要としない」。この論理は単純化すれば、図1のような静学ゲームによる貨幣の存立説となろう。これは貨幣の存立基盤の危うさを証明しても、存立そのものを論証するものではない⁴。貨幣が単に歴史的偶然、「奇跡」によって生成したとすれば、そしてその貨幣こそが商品世界を存立させているとすれば、何故、貨幣が不足するとき、あるいは貨幣制度が崩壊した時に貨幣または紙幣の代用物が生まれるのか。また貨幣制度が崩壊しても比較的速やかに新たな貨幣制度が復興するのは何故か。それも「奇跡」か。外部に安定貨幣が存在していたという事実は外貨への需要が増大することは説明できるかもしれないが、国内通貨の再建の必須要件ではない。外貨がなくとも貨幣制度の復興は可能である。例えば、日本の中世期に渡来銭の供給が途絶した時に、それに代わる「貨幣」またはその代替物が流通し、商品流通自体は縮小したわけではない[後述]。

図1 静学ゲームによる貨幣の存立

		B	
		受領	不受領
A	受領	○	×
	不受領	×	×

岩村充は岩井貨幣論を一面的な貨幣=バブル論であると批判している。岩村によれば貨幣価値には3つの要素がある。①素材価値、②連鎖ゲームに依存する部分(他人が受け取ってくれるという期待に依存。岩井はこの要素しか考慮していない、という)、③清算価値に還元できる部分(貨幣の発行者から取り戻せると予想できる部分)である。この貨幣価値を実物の世界に結びつける役割を果すのが「アンカー」、「ノミナル・アンカー」である。金本位制では金そのアンカーとなる。場合によっては土地債務や国債がアンカーになりうる。何らかの形で実質的な価値が認識できる権利として貨幣発行システムの中に存在していることがアンカーの要件となる(『貨幣の経済学』69-70、86、129頁)。この第3の要素について後に別の視点から考察してみよう。

⁴ 岩井はサーチモデルの枠組みを使った貨幣の存立構造を分析しようとして成功しなかったようだ(岩井『貨幣論』102-3頁)。安富歩による岩井モデルの内在的批判については『貨幣の複雑性』98-100頁参照。モデル分析が成功しなかったために貨幣の生成には「奇跡」が必要となった、という。

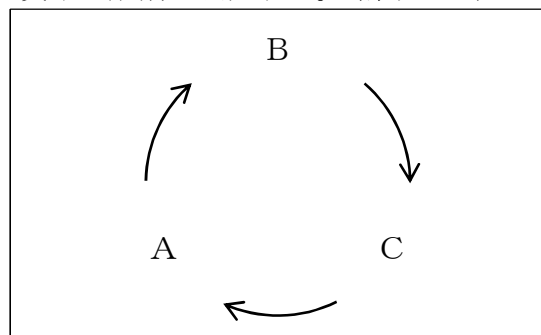
地域通貨論者の西部忠や加藤敏春らが何故、岩井貨幣論を受け入れているのか理解に苦しむ所である(『資本主義はどこに向かうのか』、『エコマネーの新世紀』)。現在、通用している国家紙幣は怪しげで、社会破壊的なものであるから、地に足の着いた地域通貨が必要となるということであろうか。「グローバル市場経済をグローバル資本主義経済としている貨幣制度にこそ現代の危機的状況の根源がある」(同97-8頁)。だから、そうした貨幣制度から地域通貨への転換が危機の打開策になるというのである。貨幣買い被り説というべきであろう。

いずれにせよ貨幣そのものとしては国家貨幣と地域通貨は共通性をもつ。無論、発行主体と流通領域、目的は異なる。問題は国家が「貨幣供給の排他的な権力を行使することによって人々を絶えず搾取し、詐取してきた」ことにある(ハイエク『貨幣論集』60頁)。

安富歩は意欲的な貨幣論を試みている。マルクスの価値形態論における「直接的交換可能性」という概念を「選択権」として捉え直し、「マルクスの弁証法的議論を合理的議論に変換」し、貨幣を「選択権の束」と定義した（『貨幣の複雑性』33頁）。

ひとまずメンガーの理論やエッジワースの模索過程に倣い貨幣生成論を展開する。諸商品の中に市場性に富む、販売可能性の高い商品が存在すると、それに関する認識が進展し、その認知が伝播すると、その商品に一方的な選択権が付与され、各経済主体＝商品所有者は先ずそれに交換してから必要な商品を手に入れることになる。自己触媒的作用によってある商品に需要が集中され、貨幣が導出される（『貨幣の複雑性』45-9頁）。

同様のことが『ヴィクセルの3角形』モデルを使って証明される。市場にはA, B, Cの3者が存在し、それぞれ一方的に欲求しているものとする。図示すると右図のようである。矢印は欲求の方向を示す。知識の伝播形式には「打診」と「応答」を考える。まずAはB財を欲しており、Bに打診する。BはC財を欲しており、Cに打診した上でAに応答する。Bは望めばA財と交換できることは知った。それ故、Cとの交渉ではB財のみならずA財も提案できる。CはA財を交換対象として応答する。BはひとまずA財と交換してからC財を手に入れる。この1往復の打診、応答によってA財を媒介にして間取引契約が成立する。A財が貨幣として機能したのである（『貨幣の複雑性』110-3頁）。これは更に円環をなす多数の取引関係（N人N種財）に適用される（詳細は省略）。この発想を後に違った形で活かしてみたい。



諸説の検討はこの位にして、改めて交換過程論を貨幣の創発的過程として考えてみよう。市場では人々が商品所有者として登場し、商品交換の取引相手として相対する。彼らは「相互的他者の関係」にある（『資本論』（1）156頁）。

「一方はただ他方の同意のもとにのみ、すなわちどちらもただ両者に共通な一つの意味行為を媒介としてのみ、自分の商品を手離すことによって、他人の商品をわがものとする。それ故、彼らは互いに相手を私的所有者として認め合わなければならない。契約をその形態とするこの法的関係は、法律的に発展していてもいなくても、経済的關係がそこに反映している一つの意味関係である。この法的関係、または意思関係の内容は、経済的關係そのものによって与えられている」（『資本論』（1）150頁）。

では商品と商品との全面的交換はどのように実現されるのか。直接的商品交換には特有の困難、限界がある。商品交換が実現するためには誰がどこで何をどれだけ提供し、また欲しているかを知らねばならない。それらの情報を集約する仲介者が必要となる⁵。

比較的多くの人々から需要される商品があれば、それで各商品の価値を表現し、それを媒介にして交換を求めることにすれば、必要情報量は縮減し、商品交換はより容易となる、ことは確かである。

⁵ 物々交換の場合であってもそれが幾分なりと広範に行われるためには仲介者を必要とする。仲介者が一定の情報を集約し、当事者に情報を提供するのである。無論、情報処理能力の範囲に限定されよう。近代のメキシコのある村の市場では物々交換が行われていたが、その取引のために仲買人が存在していた。また生産者は往々代理人を使う。貨幣はその仲介者や代理人と似た役割を果たすのである（B. マリノフスキー&J. デ・ラ・フエンテ『市の人類学』159-177頁）。安富歩は「物々交換は商人なしには成立しない。……貨幣と商人の関係」には「双対性」がある、と述べる（『貨幣の複雑性』138-9頁）。

る⁶。nの商品所有者から構成される市場モデルならば取引関係は可能的には $n(n-1)/2$ 通りあるが、一般的等価物が登場すれば $n-1$ 通りに減少する。但し、 $n \geq 3$ 。

だが一般的等価物が登場しても、それが現物である限りは交換関係の発展は依然、様々な制約を免れない。つまり「時間的、空間的、個人的制約」がある（『資本論』（1）198頁）。

K.メンガーは商品の販売力の限界を指摘している。限界としては販売されうる人々、販売領域、販売されうる時間の制限、人々の欲求による量的制限、を挙げる（『国民経済学原理』203-8頁）。情報収集・処理に係る取引費用も大きい⁷。

これをいかに解除するか。

解決は一般的等価物の代理者の登場にある。そのモノを持参すれば、いつでも一般的等価物たる商品に交換することを約束すればよい。消費の対象ではないから、今、消費しなくともよい、此処で消費しなくともよい、個人の欲望、消費量により制限されない。売りと買いは時間的・空間的に分離できる。そして譲渡が容易となる。譲渡が容易であれば直接、一般的等価物との交換関係がなくとも、自分が取引したいと思う商品所有者が受け取ったことを知れば（履歴効果）、その代理物を進んで受け取る。従って商品交換関係が広がり、絡み合いが多くなるほどその受領可能性は高まる。履歴効果により情報収集などの取引費用も節減できる。

では何を代理者とするか。一般的等価物との等置関係があれば、その素材的内容は問われない。鋳貨でも、紙券でも、単なる請求権の記号（章標）でもよい。適当な材料がなければ、商品所有者自ら私券を発行する。

結局、貨幣形態が生まれるのは商品所有者が自ら進んで、自己の商品を引渡す約束をする何らかのモノを指定して交換を求める能動的行為によってである。「太初に業ありき」（『資本論』154頁）。その場合、もともとは単なる計算手段として登場したモノ、あるいは象徴財として登場したモノが指定される可能性は高い。そしてその代理される商品が一般的等価物の地位にあれば、代理者の受領可能性も高くなる。だからこそ貨幣は指図証券、請求権として観念されるのである⁸。

「貨幣は社会に対する指図証券」である（ジンメル）。「将来の[諸商品]引渡しの約束の受け入れが貨幣利用の最初の実質的な第一歩である。それにより買手は価値を受け取り、売手は請求権を受け取る」。「貨幣の本質は保有者の選択により何らかの商品またはサーヴィスたる価値を引渡す約束である」（Riegel, pp.14-5）。

このことを図式化してみよう。

具体的な交換過程の考察においては、ある商品が別の商品に交換を求める関係は矢印で示される。例えば、商品Aが商品Bを求める場合は商品間の交換関係は図2のように表される。この商品交換関係は開放系ではあるが、ループは幾つかのルートで閉じられる（A~F、ABC、ABCD、A

⁶ 西部忠は学習を通じた主体の欲求の変化から直接交換可能性の高い一般的等価物を導き出す。商品間の交換関係には非対称性（偏り）があり、「人々の交換実現の欲求」が「他人が欲しがっているモノを自分も欲しがるといふ他者の欲求の模倣、あるいは他者依存的欲求についての学習を生み出し、貨幣を創発すると同時に貨幣の生成が人々の欲求を他者依存的にする。貨幣は「内なる制度である人々の欲求選好と外なる制度である貨幣は相互に他を規定し合うような循環関係を形成し」、「このループこそ『貨幣とは貨幣として使われるから貨幣である』という自己準拠性の源である」（西部『資本主義はどこへ向かうのか』102-7頁）。「貨幣こそ市場の形成者である」（同110頁）。

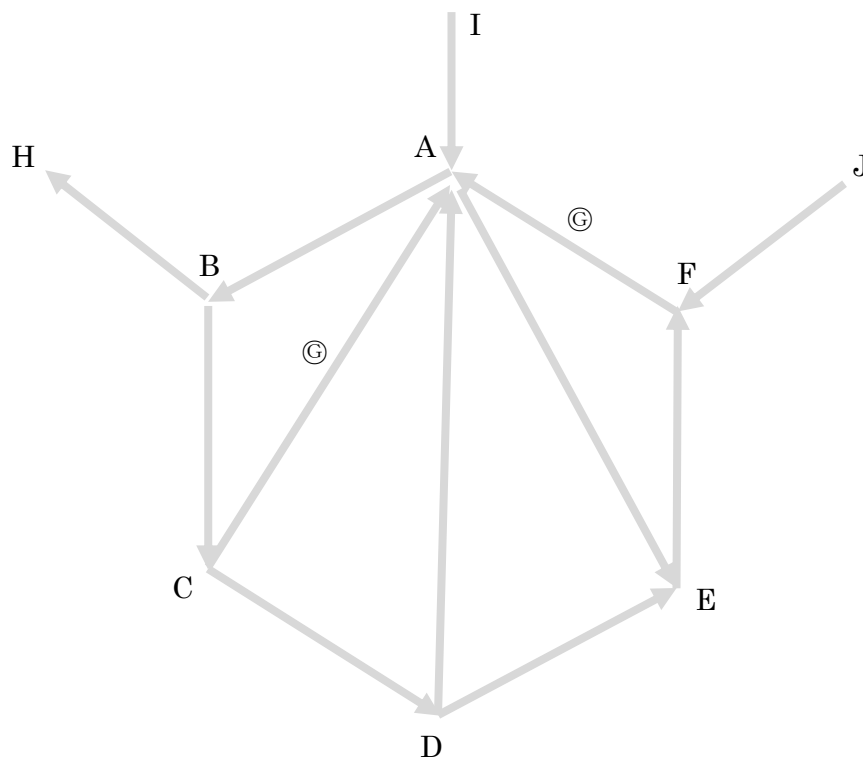
⁷ 山口重克は明示的に取引費用（「売買に伴う費用」）を導入しているが、それは貨幣が登場してからの問題とされ、貨幣生成の必然性に関わらせてはいない（『経済原論講義』34頁）

⁸ 「貨幣は清算されうる請求権ないしそうした請求権の証明書で現れる」（Rittershausen, p. 8）。「貨幣は債務の承認書である」（ジョン・ラスキン『この最後の者にも』80頁）。「現行の鋳貨や紙券は実際には種類の如何を問わず、それだけの一般的な労苦を請求する命令である」（同103-4頁）。

E F)。仮定から一般的等価物たる商品は大部分の商品から需要される。したがって矢印の多くの方向はAに向かう。あるルートで一般的等価物の立場にあるAが自らの商品に対する引換を請求できる指図書（またはそれに類するもの）を渡して商品Bを購入しようとする。Bは直接、Aを求めてはいないが、Bが需要しているCがAを需要していることを知っていれば、その指図書を受領する。

ここは安富歩の論考を参考にしているが、同じ設定ではない。安富の採用したモデルではBがCに打診して、それがAならば交換するという応答を得た後に、まずAと交換した上で、本命であるCと交換するという手続きをとる。このB—Cの交換を媒介するAが貨幣の役割を果す。こうしたループが長ければ延々と打診・応答の連鎖が続く。だが、もし一般的等価物の立場にある商品がその代理者である自己の商品との引換証をもって交換に応ずるならば、この煩瑣さを免れることができる。何故なら、一般的等価物であるという定義からしてそれとの引換証は多くの人々によって受領されうるからであり、それが交換関係のある他者によって既に受領されたという経験的事実の履歴効果によって、情報収集・処理の回りくどい手続きを省略できるからである。

図2 動学ゲームによる貨幣の存立



貨幣形態の生成は論理的であるが、代理物の素材は歴史的産物である。ポランニーのいわゆる原始貨幣は主に計算手段であり、象徴財である。それが場合によって交換手段となったり、価値の尺度標準、支払手段、価値保蔵手段となる。古代のコインも必ずしも交易に結び付けられない。政治権力の記章（象徴）である（『文明の血液』56頁）。

米そのものはたとえ何らかの貨幣的役割を果たすともその限りでは一般的等価物に留まるが、米札となればこれは紛れもなく貨幣である（実質的には銀札になっていたが）。金銀と鑄貨との関係も同様である。

ハイエクは商品準備本位の民間の代用貨幣を構想している。民間の銀行が商品等価物（商品集合体）の価値を基準とした銀行券を発行するというものである（『貨幣論集』76—81頁）。「地域通

貨」も同様に、サービスや物財を提供することを約束するものである。但し、一般の通貨が全く顔の見えない匿名性の貨幣であるのに対し、地域通貨は半ば顔の見える貨幣である⁹。もしそこで請求権が発生しないとすれば（加藤敏春『エコマネーの新世紀』155頁）、貨幣ではなく、ただの記録である。

実は岩井自身、別の所で次のように述べている。「あらゆる社会現象は不確かな未来に向けて、この現在に意思決定をしなければならない人間の営みの産物である」（『経済体制論I』99頁）。だから貨幣の存立も、「貨幣を他人が受け取ってくれると期待できるから受け取るのであり、それ故に貨幣たりうる」、という受け身の期待によるものではない。それならば循環論法というよりは唯のトートロジー（同語反復）である。

あるモノが貨幣たりうるのは商品所有者自らがあるモノに対して自己の商品を提供することを約束するからであり、そのモノを誰かが受け取ってくれるはずだと確信できるからである。その意図と予想が自己実現すれば貨幣は存立する。商品に値段を付けて売るという行為は不確実な未来へ向けての能動的行為である。従って、人間は自らの意志的行為によって日々、循環論法を断ち切っているのである。実際、負の循環や貨幣不足に直面し、窮状に陥れば人々は能動的に貨幣または紙幣の代用物を創り出す。

「貨幣の代用物は……一般的な直接交換可能性そのものの象徴」であり、「代用貨幣こそが貨幣そのものであるようにみえる」（山口『経済原論講義』30頁）。だが信用貨幣が実体的貨幣の代理者であるというよりは貨幣そのものが代理者なのである。

貨幣の本質は一般的等価物の代理者である。そう考えるならば、名目貨幣説と商品貨幣説の対立も、手段説と象徴貨幣説の対立も、貨幣内生説と外生説との対立も止揚しうる。貨幣は名目貨幣である。蓋し、貨幣は何らかのモノ、サービスに対する請求権であり、指図証書だからである。貨幣は実体性を持つ。蓋し、一般的等価物と結びついているからである。

貨幣は経済的諸機能を果たす即物的手段である。それと同時に象徴でもある。貨幣も文字と同様シンボルであるが、意味体系としての貨幣が示すものは相互的他者性と媒介性及び代理性である。商品所有者たちの間の相互的他者関係のもとで、直接的交渉ではなく貨幣という代理者を媒介として、社会的関係を取り結ぶことになる。そこからジンメルが叙述したような貨幣の意味付けが与えられる。

貨幣は内生的に生成する。市場経済において商品交換を促し、実現するために何物かに交換媒体の役割を付与する。そして又、貨幣は外生的に生まれる。何故なら、代理物である以上、適当な素材を代理者にすることができるからである。それは歴史的に存在していた計算手段であってよいし、権威の象徴や祈願の用具であってよいし、何らかの債務の決済手段であってよい。

一般的等価物の代理者であるならば、それ自身は例え実質的価値をもたない紙幣なりが貨幣となっても、物価の変動を主導するのが一般的等価物の地位にある商品である、という形で労働価値と結びつけることができよう。現象形態がどうであろうと、商品経済世界の基底においては抽象的社会的必要労働量を基準とした相対的価値体系の編成が行われている。だからこそ労働生産性の上昇は価格を引下げて、競争力に影響を与え、激しい国際競争の下では産業企業が労賃の安い国に工場を移しているのだ。これは労働コストが依然、商品価値にとって規定的であることを示す。そして地域によってその水準や在り様は異なるとはいえ、労働時間と賃金とが連結している以上（労働の複雑さや質的差異が賃金に反映すると考える）、少なくとも理論的には商品価値の主要要素である労働量を測定することは可能である。それにより商品の価値規定は労働価値という実体的基準（山口重克の言葉では「重心」）をもちうる。

⁹ 地域通貨については『地域通貨（福祉+α）』参照。

3. 貨幣生成史概観

貨幣の歴史的生成を考察する前に経済理論と経済の歴史との関係に触れておこう。理論は歴史過程を反映するとはいえ、直接的ではない。市場経済の発展が経済社会の基幹部分を包摂しつつあるという歴史過程の傾向を客観的根拠として、異質な諸要素を捨象し、市場経済が完成したものと見做す理論的抽象が可能となるのである。その歴史過程の延長上に想定される市場経済の完成態を前提としてのみ経済原理論が構築されうる。宇野弘蔵の「純粋資本主義の想定」とはかようなものである。

歴史過程においては将来、市場経済を構成することになる諸要素、諸要件が、偶発的に、あるいは経験に基づく学習の累積的效果として生成し、時の経過と共にそれらが分化、結合を繰り返しながら、市場経済という舞台のお膳立てが進められてくるのである¹。それは単純な商品経済拡大史観の考えるような直線的過程ではない。人々が自らの経済状態を改善しようとする日々の営為を通じて制度・システムを創り出していく創発的、進化的な過程である。だからこそまた時には逆行的な現象のようなことも起こりうる。古代に一定程度は交易と貨幣経済が発展しながら、中世において物々交換・実物経済への逆戻りがみられるのはそうした歴史の創発的特性を示す。貨幣の生成と発展の歴史もまた一筋縄ではいかないのである。人類史の早い段階で貨幣的性格をもったモノも誕生しているが、そのまま普及、定着していったわけではない。

1) 貨幣の始原

貨幣の創世記はなにも神話の時代に遡る必要はない。比較的新しい時代でも、通貨が不足することがあれば、商品所有者たちは様々な工夫をし、貨幣を創造した。そして新たに創られた人工物も貨幣の機能的定在という意味においてはそれまでに生成し、定着していたそれと本質上、変るものではない。

貨幣、より正確には貨幣的性格をもった諸物の起源は様々である。初めから貨幣の全機能を具有した存在として登場するわけではなく、そのいずれかの機能を体化するものとして異なった形態と実体をもって人類史のある時点に現れてくる。従って貨幣的諸機能の各担い手はそれぞれの用途に従い異なった発生経路を経て生成してくる。ポランニーのいわゆる原始的貨幣とはそのようなものであり、ポランニーは「相互に代替可能な物理的単位（代替物）が」その「用法のどれかに用いられている限り貨幣と見做す」（『人間の経済 I』194-5頁）。

それらが各歴史的段階の経済社会のシステムやメカニズムの理解にとって極めて重要であることは言うを俟たない。だが、「貨幣」の役割、機能はそれが存在するそれぞれの経済制度の特殊性との関連においてのみ考察されねばならない。互酬経済では贈与の対象となり、再分配経済では計算手段として役立つ。姿形や素材の内容が類似していても経済制度が異なれば、その意義は異なる。ポランニーの言うように歴史的過程を捨象して「貨幣の本性や本質」を一般的に定義しようという試みはほとんど意味を持たないのかもしれない。

時間的順序とは必ずしも一致しないが、歴史上、「貨幣」はまず象徴財として登場する。それらは威信を表象し、祭祀の用具となり（例えば、厭勝銭）、贈与の対象となった。

経済活動が複雑になるにつれて財貨の集中・配分のために計算用具が必要とされ、部分的には生産物交換のために交易の場、市場が形成され、何らかの物品が交換を媒介する。

豊かさが増すと共に単なる物資の貯蔵を超えた価値保蔵手段が発達し、また何らかの債務を清算

¹ そうした要素には土地私有化、はみ出し者の存在、余剰の蓄積、経済計算制、債権債務関係、取引の場
= 市場の形成などがある。

する支払手段も登場する。信用が経済において一定の役割を果たすようになると債権債務が形成され、その決済システムも創出される。

それらのうちのどれかが、交換手段として一般的に採用され、他の貨幣的諸機能を吸収することによって市場の制度的要素としての貨幣が成立する。原始的貨幣を「貨幣」と呼べるかどうかはともかく、限定的な貨幣以上ではない。本質的には貨幣とはそのいずれかの機能の体化物ではなく、それらの機能の統一体である。それはポランニーのいわゆる全目的貨幣であり、そのものとしての貨幣が登場するのは完成された市場経済においてである。その意味では「貨幣結晶は……交換過程の必然的産物である」(マルクス)²。

国家が有力な経済主体として登場する場合もその権力を背景にした強制的通用力の賦与によって一方的に貨幣を人々に押し付けられるわけではない。便益ある交換手段を求める民間の経済主体との間の貨幣の受容を巡る対抗関係があり、結局は創出された貨幣またはその類似物、代用物のうちから淘汰、選別され、いずれかが当事者間の許容可能範囲において受領されていく。それは中国や日本の貨幣の歴史を一瞥しただけでも窺うことができる。

K. ポランニーによると古バビロニアにおいて、貨幣は普遍的に見られた。しかし、それは特定目的の貨幣であった。銀は、バーターと基本物資財政との双方に用いられる一般的な価値尺度であった。大部分の基本物資は、固定の等価レートで交換に用いられたが、全て銀ではかられていた。穀物は賃銀、地代、租税などの支払に広く用いられる代替物となっていた(『人間の経済 I』220頁)。

支払は、初期的社会では主に、花嫁代償、身代金、罰金などの制度と関連して生じた。このような責務をもつ人は、計量可能な物を手渡さなければならない。それは常にではないが大体は、(普通、他の責務の解消にも使われる)有用物である。古代の諸法典によると、示談金、損害賠償、罰金は、雄牛とか羊、あるいは銀などの同一種類の物理的単位で表されている。責務についてのこうした主要な三源泉は、アルカイックな社会を通じて存続したばかりではなく、税、地代、貢納の制度を通じて大きく拡大された(ポランニー『人間の経済 I』224頁)。

初期シュメール帝国やその後のメソポタミアでは寺院、宮殿、都市などの門における再分配のための精巧な貯蔵システムが作られた。門には出入を守るための高い塔があり、乾燥貯蔵用で時には簡易舗装もされた巨大な地下倉庫がある。この門で基本物資—保存すべき必需品—が授受される。大体はある固定的等価物(銀のような)が用いられ、それで計算が行われることもある。あるいは、等価は、現物で表示される。穀物、油、ブドウ酒、羊毛などの単純な等価物があると基本物資が相互に代置されうる(例えば、油10カ=穀物1グル)。税や地代の支払、労働者や兵士への配給などは門での取引によって行われた。

バザールも製造品、ことに手工業職人の製品の市場として形成された。販売は戸外ではなく店で行われた。そこでは職人の家族の長が仲介業を行う。これも日常生活の必需品を分配する制度的機関の役割を果たした(ポランニー『人間の経済 I』245-7頁)。

古代エジプトでは金属貨幣の存在にも拘らず、最も広範に使われた貨幣的手段は穀物であった。支払指図振替の原型はバビロニアやエジプトで収穫穀物が国家の倉庫に集中されるにつれて、自然に発展した。安全または便宜のため、あるいは現物信用で強制的に預けられた作物の所有者によって書かれた穀物の一定部分の引出しの指図書は間もなく他者、徴税人、司祭、商人への負債支払い

² money という言葉は coin が鑄造 mintage された時から使われており、従って流通鑄貨の意であり、Geld の意味も「通用する」であるが、中国語や日本語における「貨幣」は神に奉納する何らかのものという意味のようだ。象徴財を始原とする。

のより一般的な方法として利用されるようになった³。

「穀物はエジプトで何世紀も準貨幣的性格をもっていた」 (Davies, Glyn, p.53)。

「古代オリエントのほとんどの事例で金属貨幣は大麥の重量によって計算された。計算貨幣としての金属貨幣の価値はそれが代表する小麦または大麥の粒数のタームでの重量によって決められていたのであって貨幣金属の内在価値によってではない」 (楊枝『歴史の中の貨幣』160頁)。

牛が価値の基準になることもある。

牛の宗教的使用はより一般的な貨幣目的への採用におそらく先行した。牛の目に見える富の有用な証拠としての使用と、何世紀にもわたる世界中の様々なコミュニティでの貨幣形態としての優位性は、何故、原始的牧歌的コミュニティで牛を近代的貨幣に代えるのが必ずしも容易でなかったかを説明することにもなる (Davies, p.44-5)。

ホメロスの社会において価値標準は牛であった。競技の勝者の賞金は大きなブロンズの三脚台で、12頭の価値があるとされた。ここでは牛は明らかに価値の尺度であった。だが牛は交換手段ではなかった。実際の支払いではそれらは金により置き換えられた。金のタラントは元々、1頭の牛と等価だったからである。あるいは同じ価値を持つともなされる商品で支払が行われた (Grierson, p.16)。

古代ギリシャではBC620年にドラコンの制定した法律ではなお牝牛が価値の単位であった (湯浅『文明の血液』65頁)。

古代ローマでは罰金を牛または羊の単位で計算することは金属重量の使用に先行した。そうした法的な補償は価値観念の基礎にある (Grierson, 28 p)。これは支払手段の始原である。

鑄貨はBC594年に初めて造幣された (湯浅『文明の血液』65頁)。コインは貴金属片に対する刻印より始まり、傭兵に対する給与として確立した。軍隊のために食糧などの市場を準備した。現地において及び従軍商人たちの移動市場が設けられた。従軍商人は現地で戦利品を買い入れると同時に同じ場所で食物の小売を行った。やがて鑄貨は遠隔地貿易の支払手段として展開する (湯浅『文明の血液』99頁：ポランニー『人間の経済I』234-244頁)。

中世ヨーロッパは鑄貨が普及しつつあったが、順調に広がったわけではない⁴。イングランドでは5世紀に鑄貨は交換手段として使用されるのを止めて、バーターに戻った。7世紀に鑄貨 (特にペニー銀貨) が再登場するが、その後、500年超、ほとんど普及しなかった。14世紀に金貨により限界的に補充された。その後、19世紀初頭まで不安定な複金属制が続く。

為替手形 (木製) は広がった。tally という割符である。棒に金額を示す刻み目をつけて縦に割り、貸借関係者の各々がその一方を所持するものである。ヨーロッパで何世紀にも亘り支払手段の役割を果たした。イングランドでは12世紀以降、重要性を増した。大蔵省によっても採用され、支払手段となり、税の支払にも充てられた (Davies, pp.117-8, 150-151, 169 : Giacomini, A. and Marcuzzo, M. C. (eds.), p.5)。

また初期中世ヨーロッパにおいて、よく見られるが、鑄貨供給が不足するか、あるいは取引高が不都合なほど大きい場合、商人は全部または一部を商品で支払うのを選好する (Grierson, p.17)。

近代的貨幣時代は地理的発見と共に始まったが、鑄造された貨幣や印刷された貨幣の著増は物質的及び精神的な資源のかつてない拡張とパラレルに起こった。最初は鑄貨の増大が優っていたが、次いで紙幣の増大と歩みを揃えた。時代が進むにつれ紙幣が金や銀に代わり、それにより貨幣を金のチェーンやアンカーから解放した。「抽象の具体に対する明らかに完全な勝利、フィクションの真実に対する勝利は、コロンブスからケインズまでの5世紀のストーリーの主たるテーマと興味

³ Davies, Glyn, p.52; Giacomini, A. and Marcuzzo, M. C. (eds.), p.5 : ファーガソン『マネーの進化史』39-40頁。バビロニアではshubati (預り証) と呼ばれた粘土板に穀物などの量、発行人及び受取人の氏名が記入されていた。

⁴ 西ヨーロッパ中世の鑄貨については湯浅『文明の血液』第6章参照。

を提供する」(Davies, Glyn, p.175)。

中国での「貨幣」の歴史は呪物の金属による模造(鼈甲や子安貝など)として始まり、やがて商品の交換手段へと展開する(湯浅『文明の血液』100頁)。

中国の貨幣は銅を採用した。より正確には銅と錫の合金で唐金とも呼ばれた青銅が採用された。古代中国では祭事用などに青銅器類が用いられていたからである(三上『貨幣の誕生』40-1頁)。

古代中国にあって農機具は誰もが欲しがるものであったから、物々交換経済においても広範な交換能力をもち、交換媒介の手段として機能した⁵(三上『貨幣の誕生』44頁)。

「銭」は本来、田圃で使用する農機具の鋤(鍤)を意味する。中国の春秋時代のBC6世紀に鋤の模型が銅により鑄造された。これが東洋における金属貨幣の祖型であり、一般に布幣と呼ばれている。

「布」は鋤の意の文字「鑄」の仮借[転用]である。

次いで戦国時代初期のBC4世紀頃から銅製刀幣が出現する。刃物も人々が欲しがる日用的利器であった。

秦の始皇帝はBC221年に布幣などの使用を禁止し、半両銭(12銖の重量をもつ)と呼ばれる円形方孔銭だけを流通させた(三上『貨幣の誕生』45-6頁; 雨宮『金融研究』31巻2号、11頁)。前漢時代、当初は秦の半両銭を引き続き使用した。その重さは次第に減少し、名目価値との乖離が進行し、最後には3銖のものが増殖した。前漢帝国の度重なる改鑄は銭の実勢価格がその実質重量に絶えず左右される傾向があったためである(雨宮『金融研究』31巻2号、12-5頁)。

唐の高祖は621年に5銖銭を廃止し、開元通宝を鑄造した。これは東洋社会における貨幣の原型といえる。唐律により秬黍の通常の1粒の重さを1黍とし、これを重量の単位とした。この10黍を1叅、10叅を1銖、24銖を1両とした。開元通宝の重さは1両の1/10(2銖4叅)であり、この重さが東洋諸国の銅貨の基準重量となった。宋代以降は2銖4叅の重さを1銭または1匁と称し、その1/10を1分とするようになる。それまでの貨幣は素材金属の重量、従って通用価値を示す文字「半両」とか「5銖」とかを刻んでいたが、開元通宝には通用価値とは全く無関係な銭名がつけられた。以降、慶佳言・嘉祥句が貨幣の表を飾る(三上『貨幣の誕生』54-8頁)。

古代中国では金貨や銀貨も登場したが、それらは経済取引上、大きな役割を果たすことはなかった。周辺諸国から中国に流入した貴金属は権力者の手に集中・独占され、大部分は美術品、仏像などの宗教用品の製作に用いられた(三上『貨幣の誕生』63-71頁)。

夏以降の統一王朝の誕生に伴い、広大な国内市場が形成され、貨幣は人々の日常的経済生活の利便を図るために導入された。そのため主に比較的少額の銅貨が使われた。これらは基本的に内部貨幣であるから鑄貨の面を装飾する文様は文字(漢字)であった。これに対し西欧のコインは貴金属が中心であり、銅貨は補助貨幣であった。その文様は言語を超えて一般性をもつ絵画であった。前近代の都市国家的社会の国境を超えた交易や外国人傭兵への支払いなどに用いられたからである(三上『貨幣の誕生』71-81頁)。

2) 紙幣の始原

中国は世界で最初に紙幣を発行した。

中国では紀元前118年頃、短命ではあったが、1平方フット白い鹿の皮の皮革貨幣が登場した。それから900年ほどの空白を経て、9世紀から、現金不足を補うため紙幣が発行された(Davies, Glyn、

⁵ 日本の場合は古代律令政府が高級官僚のみに給与の一部として鉄製の鋤を支給した。貴族はこれを貸出して使用料(米で支払い)を得た(三上『貨幣の誕生』44頁)。

pp.181-3. 雨宮『金融研究』31巻2号、13頁：ジェヴォンズ『貨幣及び交換機構』194頁）。

中世中国の歴史家 Ma Twan-lin は次のように語った。「紙幣は貨幣ではありえず、ただ金属ないし生産物で存在する価値を代表する章標として使われた。当初は、紙の通貨が実際に商人たちの間で慣行として使われた。政府は私人からその発明を借用した」(Davies, Glyn, p.184)。

唐代末に寄附舗と称される金融業者が現れ、銭貨、金銀、布、絹を預かって預り証を発行し、この手形が支払手段として流通するようになった。この手形が四川では「交子」と呼ばれた。

宋代に入ると四川の成都で富商に交子発行の独占権が与えられ広まった。人々は16戸の富商から成る組合に鉄銭を預け（鉄銭は重量があり、不便であった）、その預り証を銭に代えて流通させていた。それが濫用されたため四川の経済が混乱した。

1023年に益州交子務が設けられ、官製の交子を発行し、民間のそれを全て禁止した。当初は銭貨を持参した者に対し手数料を取って発行するに留まっていたが、西夏の侵入によって軍事費が増大するや、36万緡を兌換準備金として発行限度を125万緡と定めて法定通用力を与えられた紙幣とした（湯浅『文明の血液』165-6頁：ス波『金融研究』15巻3号、9頁：『貨幣-日本史小百科』15-6頁）。

北方諸国の遼、金、西夏のいずれも中国型の銅貨を発行していたが、北方は全く銅を産出しないため、宋において発行されていた紙幣と銀を使用するようになった。この紙幣は「交鈔」と呼ばれた。やがて増発による価値低下、インフレーションは混乱を招来し、金国滅亡の一因となった。

1236年、モンゴル王朝は金国のそれに依拠した貨幣制度を採用し、紙幣「交鈔」の印行という形をとった。但し、金国の轍を踏まぬため発行上限額を1万錠（50万貫）と定めた。他に有力漢人世侯やモンゴル人王侯によっても各種の紙幣が発行された。

1260年、世祖＝フビライ汗の元朝が誕生すると、その年にいわゆる「中統鈔」という法定紙幣が7万3千錠（365万貫）発行された。紙幣ではあるが、建前上は銅銭の代用とされ、計算単位は銅銭のそれが用いられた。これにより各種貨幣は回収され、元朝一代に亘って通用した。政府は中統鈔二貫文＝銀一両という比価を公定した。官庫を通じて金銀と兌換する業務を取り扱わせ、そのため各路には鈔本（準備金）として銀1万2千錠が備蓄された。更に銀納を建前とした包銀税もこの紙幣で納入できるようにした（湯浅『文明の血液』173-4頁：ス波『金融研究』15巻3号、10頁）。元朝では貨幣の記号性を一段と深化させた（湯浅『文明の血液』176頁）。しかし、1274年以降、増発が繰り返され（2回のデノミも行われた）、激しいインフレーションが進行した。1356年頃には交鈔は全く無価値となった（湯浅『文明の血液』177頁）。

明代には銭貨が再び铸造されるが、小鈔と呼ばれる小額紙幣を大量に発行した。交鈔の流通促進のため金銀の貨幣使用を禁止し、また商税の一部を交鈔で収めることを求めた。また交鈔の対銭貨相場下落時には銭貨の利用を禁じた。だが、15世紀初め、交鈔の価値が暴落し、銅銭の海外流出から、深刻な貨幣の供給不足に陥った。私鑄銭が横行し、撰銭行為が広がり、唐銭、宋銭のほか明代初めに铸造された銭貨は退蔵された。日本への渡来銭の供給も途絶する（ス波『金融研究』15巻3号、10-11頁）。

キリスト教国ではおそらく初めてであろうが、1690年にマサチューセッツ植民地で紙幣が発行された。ケベックへ不正規兵を遠征させた時、いずれ硬貨による支払いを行うという約束の下に紙幣を兵士に渡した。これは税支払いのための法貨に指定された。これ以後、20年間に亘り、紙幣は金や銀と額面金額を揃えて流通した。金銀と交換される限りは減価しなかったが、追加発行され、約束の償還時期は繰り返し延期され、紙幣での物価は高騰した。結局、紙幣1ポンドにつき、金2、3シリングの割合で償還された。

他の植民地でも紙幣が発行されたが、慎重な発券政策が採られた所では好ましい結果が得られた（例えば、1723年、ペンシルバニアでの紙幣発行）。イギリス本国は植民地での紙幣発行に否定的

であった。1751年にイギリス議会はニューイングランドにおける紙幣の追加発行を禁止し、1764年にはこの禁令を他の植民地にも適用した（ガルブレイス『マネー』85-9頁：G. エドワード・グリフィン『マネーを生み出す怪物』376-7頁）。

アメリカの独立の結果、イギリス議会の禁令は効力を失った。アメリカの独立のための経費は紙幣発行によって賄われた（ガルブレイス『マネー』95頁：グリフィン『マネーを生み出す怪物』377-8頁）。

フランスでは1789年、4億リーブルのアッシニア紙幣の発行が承認された。紙幣発行後5年の間に等価物の教会及び王室所有の土地の売却により償還される。第1回発行のアッシニア紙幣は5%の利付きであり、紙幣の所有者は誰でもそれが適当な金額であれば、紙幣を土地との交換に直接、利用できた。1790年に2回目の発行が承認されたが、これは利付きではなく、大量に発行された。初期の段階ではアッシニア紙幣の購買力は順調に維持されたが、その後、特に1792年に戦争が勃発して以降は何回か大量発行が続き、物価は高騰した。間もなく革命政府の執政内閣はほとんど無価値となった紙幣と不動産との交換を停止し、土地本位制は廃止された。1797年には金・銀本位制に復帰した（ガルブレイス『マネー』104-6頁）。

「土地本位制」といえるかどうかはともかく、何らかのアンカーになったことは間違いない。慎重な発行政策が採られたかぎりには、紙幣価値は維持できた。

3) 代用貨幣の歴史

公的な通貨が不足すると自然発生的に代用貨幣が創出される。貨幣は人々の創発的行為の所産なのである。

前近代の中国では行政府による紙幣発行とは無関係に銭票、銀票などが登場している。日常的取引需要に応ずる額面の貨幣供給を政府が行えなくなると、地域市場は様々な代用通貨を自ら作り始める。13世紀には州県内で「紙の書き付け」、「竹木の牌」が通用した。それら紙製通貨通用の根拠は単に国庫通用性などの他律的支持にのみ見いだせない（黒田『貨幣システムの世界史』104-8頁）。

1910年代にも、中国の太厚県城（県）の鎮では商店が銭票を発行した。本来は自己の顧客に対し自己宛に発行したものだが、他の商店でも受領された。限られた空間であるとはいえ通貨として流通したのである（黒田『貨幣システムの世界史』152-3頁）。それらの受領性の根拠は地域市場にストックされた商品全体の販売可能性にある（黒田『貨幣システムの世界史』50-53頁）。

イギリスの産業革命期の18世紀末、公的な鑄貨供給の酷く不適切で信頼性を欠く状況に直面して、ことに地方の実業家たちは益々場当たりの対応を余儀なくされた。通貨〔需給〕ギャップを満たすために利用された5つの主要な方法があった。金属の代用貨幣、現物支給、会社の売店や擬似的銀行によって発行された紙券、外国鑄貨の利用、殊に銀貨、そして最後に、これが断然有効であったが、本来の銀行による手形や銀行券の発行であった。これらは通常、彼らのロンドン代理店から公的通貨宛に振り出された（Davies, Glyn, p.293）。

例えば、あるランカシャーの綿工場主は賃金支給のための現金を調達できず、1792年から1794年にかけての18か月の間、主に『売店ノート』で支払った。これは1ギニーから1シリング6ペンスまでの額面で特定の会社の売店で商品を購入できた（ibid.,p.294）⁶。

⁶ 賃金を支払うための貨幣の不足に直面した工場主は様々な措置を考案した。過去の「長期支払制」の習慣を持ち込んだり、労働者をいくつかのグループに分けて、1日の初めに最初のグループに賃金を支

世紀転換期まで代用貨幣、外国通貨その他の代用物の供給及び流通速度はおそらく王国の公的鑄貨のそれを超えた (Davies, Glyn, p.294)。貨幣は必要とされる場所、時、程度に応じて地方的に創造され続けた。この最も有用だが、不安定な量のクレジットは「商業の必要によって」、ないしは今様の言い方をすれば、事業の有効需要によって内生的に生み出された (ibid.,p.294)。

アメリカ植民地時代には通貨不足に伴い多様な「貨幣」が創出され、あるいは様々な素材が貨幣として受け容れられた。

1619年頃、ヴァージニアではタバコが通貨として使われ始めた。1642年にはヴァージニア地域の議会がタバコを法貨に指定し、金、銀による支払いを要求する契約を違法と見做した。貨幣としてのタバコの使用はヴァージニアでは2世紀近く、メリーランドでは1世紀半継続した。最初はタバコそのものが人の手から手へ渡された。英貨表示のタバコ価格は同時にヴァージニアやメリーランドの通貨と英貨との為替レートの表示でもあった。重量1ポンド=英貨10ペンスのタバコ価格が5ペンスに下落すると、1ポンド=5ペンスとなった。変動為替相場制の歴史的に古い例である (ガルブレイス『マネー』80-82頁)。

グレシャムの法則によって低品質のタバコが流通するようになったが、公共倉庫が設立され、タバコの重量を量り、品質の格付けを行い、一定の品質と量を表示した証明書が発行されると、そうした証明書が流通するようになった。これらの預け証もしくはいわゆる『タバコノート』は現物の葉よりもずっと便利に流通し、1727年にはタバコの証明書はヴァージニアで本格的に法貨となり、18世紀の終わりごろまで使用された。ニュージャージーはタバコを生産する州ではなかったが、その紙幣にはタバコの葉が印刷され、「贗造は死をもって報いられる」という警告が記されていた。小麦、玉蜀黍やそれを原料とするウイスキーなども同様に通用したが、タバコほど成功しなかった (Davies, Glyn, p.460: ガルブレイス『マネー』80-3頁)。

直接、現地のコミュニティと取引するようになると、アメリカ・インディアンが好んで貨幣として使っていたウォンパム Wamum (貝殻から作られるビーズ) が植民者の間でも一般的に受け容れられるようになった [獣皮や毛皮などと交換できる]。初期のアメリカ植民地の多くでウォンパムは法貨となった。ほぼ200年もポピュラーな通貨となっていた地域もあった。(Davies, Glyn, pp.39-41)

ウォンパムそれ自体は対内通貨であったが、毛皮などの一般的等価物を介して現地のコミュニティ経済は外部の商品経済と接続された。

こうして植民地開拓の最初の期間にはニューイングランドからヴァージニアに至るまで、インディアンが使っていた貝殻玉が小額貨幣として流通した。マサチューセッツでは1641年に貝殻玉が法定通貨に指定され、6個の貝殻玉と1ペニーを等価とした。但し、取引高には一定の制限が設けられた。黒玉の価値は白玉の2倍であったが、白玉を黒玉に変えるにはわずかの熟練と少量の染料があれば足りた [従って白人が白玉を黒に塗り替えたであろうことは容易に想像がつく]。貝殻玉は毛皮と交換されることによって価値をもつ。ビーバーの毛皮は貝殻玉を兌換することの出来る準備通貨であった。17世紀も末期になるとビーバーの毛皮が入手し難くなり、兌換が難しくなるにつ

払い、直ちに小売店に行かせて、買い物をさせ、すぐさま貨幣を回収し、次のグループに賃金を支払い、同様のことをさせた。また一部の工場主は現物支払の手段をとり、あるいはジョン・ウィルキンソンや「アダルシー銅会社」などはそれぞれの私鑄貨幣を鑄造し、労働者たちに支払った。ナポレオン戦争の間にインフレーションによって完全な小銭飢饉が生じた時、ロバート・ピールやサミュエル・オールドノウのような雇主たちは、手形や小額紙幣で賃金を支払い始めた。地方の小売商はそうした手形や紙幣を他日、ロンドン払いの手形で支払うという発行者の保証に基づいて受け取った。もっとも私鑄貨幣や売店紙幣は割引いてしか小売商に受け取られないことが多かった (アシュトン『産業革命』107-8頁)。

れて貝殻玉は購買力を失っていった（ガルブレイス『マネー』80頁）。

アメリカ植民地時代の後期には一時、サウスカロライナで米が通貨として使用された。他の地域でも穀物、牛、ウィスキー、ブランデーなどが使われた。負債弁済用の法貨として指定されたこともある（ガルブレイス『マネー』84頁）。ノースカロライナでは1715年、17の商品（小麦、玉蜀黍を含む）を法貨とすることが宣言された（Davies, Glyn, p.459）。

ロシアでも同様である。

「ロシアは価値章標の自然発生的成立の鮮やかな実例を見せてくれる。獣皮と毛皮製品がロシアで貨幣として役立っていた時代に、この傷みややすく扱いに不便な素材と、流通手段としてのその機能の矛盾は、刻印を捺した革の小片を、その代わりに使う習慣を生み出し、こうしてこの革の小片が獣皮や毛皮製品で支払われる指図証券となった」（K. マルクス『経済学批判』、国民文庫、140頁；ジェヴォンズ『貨幣及び交換機構』133頁）。

ロシア革命後のハイパー・インフレーション期には様々な代用紙幣が発行され、広範に流通していた（木村雅則「ソビエト・ロシアにおける貨幣制度の崩壊過程と復興」、22-5頁）。

第1次大戦後のドイツのハイパー・インフレーション期には通貨改革直前の1923年11月半ばに実にライヒスバンク銀行券流通高（実質高）の2倍もの代用通貨が流通していた。ハイパー・インフレーション期の貨幣不足のもと商品経済世界は必要に迫られ自ら貨幣を創出したのである（同上54-6頁）。

アメリカの大恐慌時にも、アメリカ全土に亘り、各地域の商店や銀行が独自に代用通貨を発行した。400以上の町や数千のコミュニティや組織が緊急通貨を発行した。多くはスタンプ代用貨幣であった（『エンデの遺言』187-190頁；『地域通貨（福祉+α）』104-7頁）。

最近でも、1990年代後半のロシアで通貨危機に直面した東シベリア南東部のハカシア共和国政府は年金支給に窮し、支給不足分に対し「清算クーポン」と呼ばれる一種の約束手形を発行し（帳簿上、企業と所定金額の支払を要求する年金生活者との貸借関係を清算するための代理的支払手段）、年金受給資格者に支給した。これによって共和国年金ファンドへの払込み義務を果せない企業の商品またはサービスを受け取ることができる。商品の受取に使われたクーポンは年金ファンドに戻る」（『地域通貨（福祉+α）』82-4頁）。

4) 通貨制度再建

通貨制度の完全な崩壊から速やかに、且つ見事に通貨が再建された事例を見ておこう。

ドイツにおける1923年末のレンテン・マルクの奇跡についてはよく知られている。その仕組みは巧妙である。要は土地のもつ経済的な価値の一部を土地所有権はそのままにして貨幣価値の裏付けとしたのである。つまり土地債務（土地の一部についての地代徴収権）を設定し、新しく設立する銀行（レンテンバンク）に出資する（土地所有者たちは銀行に土地債務に対する利子を支払うと共に銀行から配当を受け取る、という形をとる）。それを支払準備として銀行券を発行し、政府、ライヒスバンク、民間発券銀行に貸付ける。その銀行券は兌換券であるが、兌換請求できるのはレンテン証券（新銀行の一種の社債）であり、土地債務自体は渡さない。貸付けられた銀行券を元にライヒスバンクは紙幣マルクを発行し、民間発券銀行は代用マルクを発行した。新銀行券は紙幣マルクの価値のアンカーとなった。法貨はあくまでライヒスバンク発行の紙幣マルクであったが、新銀行券は当事者間の合意で決済に用いられ、納税にも使えた。1923年11月15日、レンテン・マルク発行後、為替相場を外為市場の実勢に委ねた所、5日後に1ドル=4.2兆紙幣マルクに達した所で需給が均衡し、そこでドル対マルクの実勢レートが安定した（岩村『貨幣の経済学』118-125頁）。

これは「奇跡」と言ってもいいかも知れないが、間違いなく神意ではなく人知の産物である。その想像を超えた巧みさが奇跡なのである。人為的貨幣創造的一幕ではある。

日本の敗戦直後もインフレーションが昂進した。物々交換が盛行となり、食糧品のみならず、肥料の約7%、農機具の約6%が物々交換により入手された(原薫『日本の戦後インフレーション』81-3頁)。

通貨制度再建は1923年末のドイツのような抜本的なものではなかった。1946年2月に「現行日銀券の失効、新券発行の措置によって、流通紙券(現金)の預入が強制され、流通に投じられていた大量の日銀券は金融機関を通じて日銀に還流し、日銀券発行高は大幅に縮小した。新券の交付は「500円生活の枠で制限され、残余の紙券は封鎖預金となり、新円での引出しは抑制された」。これにより現金購買力の発動を制限した。新・旧日銀券の交換は等価で行われたから、インフレーションの収束は預金封鎖による購買力発動の抑制(実際には抜け道があった)と財政・金融の緊縮政策によった(同上100頁)。いわばなし崩しの通貨制度再建といえよう。

5) 日本の貨幣史概観

近年の研究成果に依拠して日本における貨幣の生成史を概観しておこう。そこからは貨幣が一般的等価物の代理者として登場する様が鮮明に浮かび上がってくる。

日本古代の地域社会において広く現物貨幣として流通していたものは布、紙、米などである。地金の銀が広範に流通していた実態は確認できない、という(三上喜孝『日本古代の貨幣と社会』14頁)。

701~2年ころの木簡には価値尺度の表示として銀、布、糸を含めた複数の貨幣が混在していたが、米や布といった現物貨幣に比べ、銀は極めて希少であった。米や布は当時の主要な税品目であったが、銀はほとんどその対象ではなかった(同上59-60頁)。

これら現物貨幣は本来の貨幣というよりは一般的等価物というべきであろう。一般的等価物という地位において限定的な貨幣的機能を果たすに留まる。

天武朝以前に畿内を中心に無文銀銭が盛行していたが、これは祭祀や儀礼の銭として使用されていた。和同銀銭も同様であった。これらは流通貨幣ではなく厭勝銭(まじない銭)であった。7世紀後半に鑄造された富本銭も通貨というよりは一種の工芸品として製作された可能性が高い⁷。

流通貨幣としての性格が明白な和同開珎ですら、かなり早い段階から副葬品や地鎮の目的で使用されている例が確認される。前近代においては流通貨幣としての機能と厭勝銭としての機能は未分化だったのである(三上喜孝『日本古代の貨幣と社会』57頁)。

律令時代の調庸のうち調制は貢納品目が多様であるが、庸(本来は労役だが、物納も認められていた)は基本的に布、米、綿、塩の4品目に限定された。これらは地域的の偏りをみせており、庸布は主に東国で収取され、また貨幣的役割を担っていた。庸綿や庸米は主に西の国々から収取され、また貨幣的役割を果たす物品であった。常布は物品の交換価値を規定する最も代表的なものであったが、和銅元年(708年)に和同開珎が発行されると共に常布は廃止される。和銅5年の「制」では布1常を銭5文とする換算率が示されている。しかし、地方では庸布は銭貨発行後も引き続き、貨幣的価値を持つものとして流通した(三上喜孝『日本古代の貨幣と社会』74-81頁)。

その前年に穀米の銭との換算率も穀6升(米に搗くと3升)=銅銭1文と定められた。それまでの米による一般物品の価値表示を貨幣によるそれに変え、税の銭納を奨励した。造営工事の労賃(例えば、1日の単純労働=銅貨1文)や官人らへの碌なども貨幣で支払うことにした。もっとも実際には貨幣と現物が併用された。

⁷ 三上喜孝『日本古代の貨幣と社会』18-20、40頁；三上隆三『貨幣の誕生』179-205；東野『貨幣の日本史』15-8。但し、栄原永遠男は限定付きではあれ無文銀銭も含め、これらの古代銭貨の通貨性を強調している(『流通経済史』I、第1章)。

庸米は穀米として収取され、中央では労賃として支給され、一部は消費し、残りは交易されて他の必要物資を買い整える資とされた可能性が高い。8世紀及び9世紀において穀米が中央でも地方でも流通していた。庸米は在地における穀米の流通という実態を背景として収取された（三上喜孝『日本古代の貨幣と社会』86-7頁；三上隆三『貨幣の誕生』121、124-7頁；東野『貨幣の日本史』27頁；『流通経済史』13頁）。

庸綿も同様である。8世紀、西海道、山陰道では綿が流通していた。域内だけでなく、朝鮮半島との対外交易でも輸入品の対価として使われていた（一部では7世紀でも）。また綿は中央でも銭貨との換算が比較的容易になされており、その意味で基準的物品であった。そのため寺院造営などのみならず、官人らの碌などにも布や縄などと共に支給された（三上喜孝『日本古代の貨幣と社会』90-91頁）。

朝廷は様々な銭貨流通策を講じた。

既にみたように米や布などの銅貨への換算率が法定され、政府の公共事業や給与など財政支出の一部は銭貨によって行われた。712年には庸調の物納を貨幣によって代納することが認められた。実際、722年に畿内周辺8ヶ国から調銭上納があった。この流通圏は平安時代には狭まる。

712年、政府所有の郡稻から支出した米を交通の要衝地に置き、政府の仕事で移動する役夫や税を京に運ぶ脚夫に対し銭で米を販売した。一般の旅行者にも食糧米の代わりに軽便な貨幣をもって旅行するように指示した。713年には土地の国郡司など富豪に命じて米を街道に置かせ、売買させた。

711年の蓄銭叙位法は蓄銭の献納により位階を授けるものである。位階を得るため自ら所有する物品を銭貨に対し売却することを促すことが意図された。

713年の詔は、田の売買にあたり価格表示、取引は貨幣で行うことを命じた。この場合の「売買」は賃租（田地を小作に出すこと）のことである。その小作料としての地子を貨幣で支払え、というのである。実際には穎稻を地子とすることが一般的であった。班田制による口分田は公地の故に田畑そのものの売買はないが、墾田は私有である。743年の墾田永年私財法により永代私有が認められ、貨幣による田の売買もあった（三上隆三『貨幣の誕生』121-4、130、136-140頁；東野『貨幣の日本史』27-9頁。瀧澤『日本の貨幣の歴史』17-20頁）。

こうして象徴財として登場した「貨幣」が、商品取引の拡大と共に一般的等価物を代理するものとして採用されていくのである。

銭貨流通のメカニズムは以下のようである。

律令国家の下で発行された鑄貨は大規模な造寺、造都活動を行った際に畿内諸国の雇役丁に功直（日給）として支払われ、それが調銭で回収されるというサイクルをとっていた。畿内周辺の諸国には鑄貨は浸透した。京・畿内との間では物資の流通が緊密に行われており、また造寺活動も広がっていた。諸国から布、米、綿などの複数の現物貨幣が貢納されており、鑄貨はひとまず統一した価値基準を設定する必要から創出されたのである。それが価値基準を表示するものに過ぎず、それを価値あるものとして約束するのが律令国家である以上、あくまで中央との関係において鑄貨の使用が志向されたのである（三上喜孝『日本古代の貨幣と社会』155-161頁）。

つまり律令国家はその事業への労働力提供に対し、自ら収取した食糧、衣類なりを支給するという再分配を行う代わりに軽便で計算が容易な銭貨を支給し、調達現地で現物と交換できるようにしたのである。

畿外では依然、現物貨幣が価値基準表示物として慣習的な力をもち続け、強制的通用力は働き難かった。律令制導入以降、地方諸国では一律に穎稻（束・把が計算単位）を換算基準とするようになった。これは公的には有効な換算基準として広く用いられたが、民衆レベルでは必ずしもそうではない。特に畑作が優位であった東国では布が財物として貯備あるいは貢納されており、布は穎稻との換算を前提として代価として一般的に用いられていた可能性が高い。一部地方（駿河、信濃、

越中以東など)では律令国家成立の前段階から布が現物貨幣として流通していた可能性もある(三上喜孝『日本古代の貨幣と社会』103-4、161頁)。

このように錢貨流通は基本的に畿内に限定され、その圏外では錢貨流通は未成熟であり、実物経済(商品貨幣経済)に留まっていた。

10世紀後半から11世紀初頭にかけて、価値換算基準は穎稻から穀米に変化していく。貨幣としての穎稻は在地性が強い。畿外の地域社会及びその周辺では功直は実質的に穎稻で支払われていた。斛(石)斗制による計量は束把制による計量よりも誤差が少ない。中央に諸国から貢進される米はことごとく春米であった。穀米は地域社会の枠組みを超えた貨幣として用いられた(三上喜孝『日本古代の貨幣と社会』115-120頁)。

三上喜孝はその主たる要因を地域社会の変容に求めた。つまり、9世紀以降、地域社会への王臣家や国司らの進出、浮浪人などの交易活動、在地首長層の衰退等によってそこにおける共同体的諸関係の弱体化、慣習の変質を招き、地域社会で貨幣として機能していた穎稻が維持されなくなったからである。このことから中央における錢貨流通の後退と相俟って、米(及び絹)を中心とした一元的価値体系へと収斂していく(同上120-1頁)。

皇朝錢の鑄造・流通に触れておこう。

708年から958年まで15種類の鑄貨が鑄造された(うち金貨1種類、銀貨が2種類、残りは銅貨。但し、太平元宝という銀貨は出土が確認されていない)。最初の和同開珎は銅そのものの価値と銅貨の公定・通用価値(名目価値)との大きな乖離から私鑄錢が横行した。物価も急上昇した。711年から751年の間に米価は15倍となった。

760年に2番目の皇朝錢の万年通宝が鑄造された。銅量は同じであるのに万年通宝1=旧錢10とされた。しかし発行直後に凶作、飢饉、疫病の蔓延が重なったこともあって穀類価格は急騰し、人々は錢貨の使用を忌避するようになった。和同開珎の流通価値は増発の結果として素材銅価値近似まで低下していたから10倍の法定価値をもつとされる新貨が発行されると人々は和同錢を撰錢・退蔵した。772年の太政官奏は和同開珎の使用を停止し、万年通宝を専一的に流通させることで従来の物価体系を新錢で継承させ、インフレーションの加速化を防ごうとしたが、成功せず、779年の勅で和同開珎の流通停止を撤回し、新旧同価値並行を認めざるを得なくなった。強制的通用力を付与して出目、改鑄差益を得ようとする試みは頓挫した。

以後、改鑄が続けられたが、それらは旧錢より小さく、量目も減少し、品位も低下した。私鑄錢も盛行した。人々は新錢をますます忌避し、旧錢を退蔵した。素材銅の欠乏から鑄造量も減少し、品質も更に低下した(延喜通宝は銅2鉛1の割合であった)。最後の乾元通宝は極めて悪質で貨幣として流通しえなかったほどである。

何よりも平安時代には地方政府の弛緩による口分田の減少、租米納入の減少傾向が進み、それへの対応として錢納抑制、米納歓迎の方向性を打ち出さざるを得なかった(三上隆三『貨幣の誕生』152-167、253頁)。

皇朝錢の衰退に伴い、価値尺度となったのは米や絹である。不動産の売買に伴う証文=土地売券のデータからすると10世紀の終わりごろまでは代金は錢や米で支払われているが、11世紀以降は米はそのまま続くが、錢は姿を消して主に絹に代わる。また10世紀半ばから12世紀に数回出された沽価官符(諸々の物の公定価格を定めた価格表)でも980年代末までは錢貨を価値尺度としているが、それ以降は現物貨幣による直法に転換した(東野『貨幣の日本史』73頁:三上喜孝『日本古代の貨幣と社会』223、248-250頁:瀧澤『日本の貨幣の歴史』52-5頁)。

11世紀初頭、古代錢貨流通は終焉を迎えた。以後、12世紀半ばまでの約150年間、日本社会は金属貨幣をもたず、専ら米と絹布に依存する商品貨幣の時代を迎える。

12世紀後半には中国錢なかでも北宋錢が流入する。これは元朝が紙幣専用政策を行い、大量の銅

銭が周辺国に流出したからである。渡来銭はまず京を中心に民間で流通し始めた。最初は貿易商人が持ち込んだ。朝廷は対応に苦慮し1193年、宋銭使用禁止令を出したが、効果はなかった。宋銭は民衆のイニシアチブによって流通を開始した貨幣であった。皇朝銭は衰退しても、銭貨利用の歴史的残像は生き続け、受け入れる素地は残っていたのであろう。

鎌倉幕府は1226年、准布の貨幣的使用を禁じ、銅銭使用を強制する法令を出した。1220年代後半には公事その他の諸負担のうち、従来、絹布など繊維製品で収められていた部分が一斉に代銭納化していく。1270年代には年貢の代銭納化も進み、米の価値尺度機能も1300年代にはほぼ銅銭に吸収された。15世紀には質の低下した明銭が流入し、精銭（宋銭を中心とした善銭）が希少化し、私鑄銭（中国で鑄造された者も含め）も急増して、銭貨流通を混乱させた。16世紀以降、日本各地で撰銭令が頻発する。撰銭令の意図は実際には悪銭を一定の割合で強制通用させるものであった⁸。

土地売券のデータでは12世紀末から1240年代までは支払手段は過半が米であった。絹や布も多くはないが、残っていた。その後、銭の比率は急速に高まり、1250年代以降は過半を占め、1320年代は米が20%弱に対し、銭は80%を超えた（鈴木『金融研究』17巻3号（1998.7）、31頁）。

1570年前後には、中国からの銅銭供給が途絶する。当時、アカプルコーマニラ間定期航路の開通によって大量のメキシコ銀が中国沿岸部に流入し、日本への最大の銅銭密輸基地であった福建地方が銅銭経済圏から銀経済圏に塗り替えられたからである。

その結果、西日本では銭遣いから米遣いへの急激な転換が起きた。小額の取引では依然、銭が一定の役割を果たし続けてはいたが、銭の希少化から、精銭の空位化、計算貨幣化が進んだ。年貢や賃金は銭で計算されたが、実際の支払いは代米で行われた⁹。

銭が比較的豊富に存在した東日本では基本的に米遣いへの変化は起こらず、永楽通宝を基準とする銭経済が維持された。それでも精銭は少なく、鏹銭による代納が行われた。

同じ頃、租税負担の基準は貫高制から石高制へ転換する。戦乱の世で当てにできたものは米であった。とはいえこの時期に後の金銀貨の原型は生まれている。例えば、大森銀山の銀で作られ、西日本で流通した銀貨は江戸時代の丁銀に似ている。これは秤量貨幣であった。また甲州金は額面の決まった定量貨幣であり、その計算体系（1両＝4分、1分＝4朱）は江戸期の幣制に受け継がれた（『流通経済史』51-53頁：東野『貨幣の日本史』134-5頁：三上隆三『江戸の貨幣物語』56頁：『経済社会の成立』118-9頁）。

江戸時代の三貨制度は中世に形成された貨幣経済の在り様を受け継ぎながら形成されていく¹⁰。慶長6年（1601年）に幣制が発足する。慶長金は日本において計数貨幣として全国規模で流通した最初の金貨（小判、一分判、大判）であった。それ以前は素朴な小判状の金錠と呼ばれる金塊から必要とされる分量だけの金を錠などで切り取って支払いに充てた切り遣いであった。

唐時代の重量単位体系（前述）が日本に伝わり1両＝10匁（文目）として定着する。この両が貴金属専用の単位名として特殊化されるにつれて名目と実態が乖離していく。鎌倉時代には1両＝金5匁、銀43匁であったが、室町幕府は金1両＝4.5匁と公定し、これを京目と称した（地方では1両

⁸ 『流通経済史』42-51頁：三上喜孝『日本古代の貨幣と社会』251-2頁：東野『貨幣の日本史』74-80、125-132頁：西川『金融研究』18巻4号（1999.9）、100頁：瀧澤『日本の貨幣の歴史』56-104頁。

⁹ 西日本の多くの地域では1570年頃から土地売券の支払手段は銭から米に変化し、租税も銭納から米納に変わった（浦長瀬『金融研究』16巻2号（1997.6）59-61頁）。

¹⁰ 西川祐一は中世からの連続性を強調している（西川「江戸期三貨制度の萌芽」『金融研究』18巻4号（1999.9））。また岩橋勝は積極的に確立したというよりは徳川幕府成立の状況からして止む無くそうになったという（岩橋「江戸期貨幣制度のダイナミズム」『金融研究』17巻3号（1998.7）63-5頁）。

＝4～4.2 匁であり、これは田舎目と呼ばれた)。16 世紀後半には京目は 1 両＝4.4 匁となり、これが江戸期の 1 両金貨に継承された。慶長小判の量目は 4.76 匁であるが、一部銀を含有し、純金 4.4 匁である。その購買力は米 3～4 石に相当した。

全国的幣制が確立する以前にも関西を中心とする広い地域で丁銀と呼ばれる銀貨が大量に流通していた。江戸幕府は 1601 年に伏見に、1613 年に駿河に（後に江戸に移転）銀座を設置し、公鑄銀（慶長銀）を鑄造して諸国で流通していた灰吹銀や極印銀と取り換えた。

江戸期の銀貨も銀塊として存在した。品位は統一されたが、その量目や形状は千差万別であった。その受け渡しはその量目を当事者間で確認してから行う秤量貨幣であった。匁（文目）を基本単位とする。1 貫目が 1000 匁と等しく、匁の 1/10 が 1 分、1 分の 1/10 が 1 厘となる。中国の銀貨が秤量貨幣として存在していたことの影響がある。1620 年に豆板銀が鑄造され（一個当たり 4～6 匁）、丁銀の切り遣いは禁止された。

銅貨はしばらく室町時代の貨幣条件にまかせられた。渡来銭、私鑄銭が流通し、撰銭行為が蔓延していた。寛永 13 年（1636 年）に寛永通宝が鑄造された。銅貨の基本単位は文であり、1 貫文＝1000 文、量目は 1 匁の計数貨幣であった。当時は、1 文で鰯 1 尾、塩 1 合などが買えた。17 世紀後半以降、本格的に増鑄され、1682 年、寛永通宝以外の全ての銅貨を撰銭の対象とした。

こうしてそれまで独自に流通していた金・銀・銅貨を公鑄により統一し、三貨を制度化した¹¹。

江戸期の市場との関連をみておこう。石高制による米納年貢制の下で幕藩的市場が成立する。諸藩は農民から収奪した領主米をまずは城下町を中心とした領内市場で商品化し、販売可能な領主米と特産品の相当部分は領外、とくに上方諸都市に回送し、販売する。諸藩は上方諸都市から領内では調達できない各種必需物資を購入する。中央市場への廻米販売体制は全体としてみれば領主主導であり、藩役人の管理・責任の下で行われるのが一般的であった。米価すなわち領主米価格が物価の基準となった。中央市場米価を基準として領主の統制下で領内米価が設定された。

だが農民的商品経済の進展と中央市場を経由しない地域的市場相互間の分業＝市場関係の展開は幕藩的市場の変容を齎す。ことに天保期以降、顕著となる。大坂入津領主米は減少し、米を含む大阪廻着諸商品の多くが途中で売買された（いわゆる「道売」）。その盛行は地方諸国需要及び在方需要の増大と連動していた。米価も地方での取引価格が中央市場の相場に影響するようになった。

こうした諸藩貢租米商品化方式の変更は諸藩が財政上、金貸業者への依存度を深めたこととも関連する。領主米の「道売」化は借財返済を求める債権者にも好都合だったからである。それと共に貨幣需要も高まる（『流通経済史』238－271 頁：『近代成長の胎動』38－49 頁：『経済社会の成立』123－4 頁）。

江戸期には当然のことではあるが、一般的等価物である米の価格が物価の基準となり、米価が物価動向及び相対価格編成を主導している（『近代成長の胎動』91－103 頁）。農村では銭貨流通の浸透は遅れた。近世前期に土地所持権の移動の際、土地評価は中央に近い農村部では幕府通貨でなされることもあったが、辺境地帯では米で評価されることが多かった（『経済社会の成立』122－3 頁）。

17 世紀末から 18 世紀初めにかけて元禄、宝永、正徳・享保の金銀貨改鑄が行われるが、いずれも失敗に終わった。その後、1736 年に実施された金・銀貨の改鑄は正徳・享保の改鑄を受け継ぎ、金・銀貨の種類も変えず、また金・銀比価にも変動が生じないように貶質を行ったものであるが、

¹¹ 三上隆三『江戸の貨幣物語』28－30、56－95、132 頁：岩橋『金融研究』17 卷 3 号（1998.7）61－6：瀧澤『日本の貨幣の歴史』109－175 頁：安国良一「貨幣の機能」『日本通史 第 1 2 卷』156－7 頁。加賀藩、秋田藩、津軽藩などは領国貨幣を発行した。銀貨や銀地金が多かったようだ。幕府は幕府貨幣の不足から元禄・宝永期ごろまで黙認していた（瀧澤『日本の貨幣の歴史』177－189 頁）。

これは出目の取得というよりは米価の引上げを意図した金融政策というべきものであった。新たに発行された金・銀貨は円滑に流通し、旧貨の回収も順調に行われ、安定した貨幣制度が定着した¹²。

1772年の南鐐2朱判という銀貨の発行は江戸時代の貨幣史上、大きな出来事である。この銀貨の純銀含有量は2.64匁であった。1両＝銀貨8枚に必要な銀量は21.2匁、鑄造時点での市場相場によると丁銀での必要純銀量は30.7匁となるから、1両当りの出目は9.5匁となる。これは銀貨でありながら金貨の単位である2朱でその通用価値が示された。こうして秤量貨幣よりも素材価値の劣る金貨単位の計数銀貨が登場した。

当初は関西では南鐐貨は受け入れられなかった。そこで幕府は大阪町人に対し、江戸町人より有利な条件で南鐐貨による貸付を行った（無利子・無担保で3年年賦の返済）。また両替商が南鐐貨を売る時に買手に打歩を与え、買う時には売手から逆歩をとる引替制を布令した。更に年貢金・上納金の南鐐貨による支払いも認めた。これが大きい。そうした方策の結果、20年ほどで南鐐貨は順調に流通するようになり、1800年には増鑄された。このようにして南鐐貨が金貨の補助貨幣として機能するようになった。三上隆三や岩橋勝はこれを事実上の金（金貨）本位制の成立と見做している¹³。

日本における紙幣の起源を見ておこう。

日本でも10世紀末から11世紀前期にかけて切下文、国下文、国符などと呼ばれる紙幣の萌芽的形態が生まれている（原型は8世紀の正倉院文書や平城宮木簡のなかにある「符」）。これが中世後期や近世の切符、切手に繋がっていく。これは朝廷、国司、幕府などに属する出納機関が所管の蔵や所領に宛てて米や銭の支出を命じた「支払命令書」である。官吏や納入業者は出納機関より切符を発給され、それを蔵などに持参・呈示し、給与その他の支払いを受ける。この時、受給者は領収書（返抄、請取状）の提出を求められる。時にはそれが切符と同様に蔵などに対する支払命令書として機能した。

切符系文書の普及の背景には物資の流れの変化がある。調庸制の下では租税は一旦、中央に集積された後に諸官司に分配されていたが、10世紀後半以降、租税は京庫や任国に留め置かれ、必要に応じて調達・支出されるようになった。切符はこの物資の調達手段として機能したのである。その意味で切符は原初的な紙幣といえる。

また13世紀中頃から替銭、替米という送金システムが形成され、そのために替文、替状という為替文書が作成された。これらから派生したのが割符である。当初は替状（第3者によって振り出された割符に譲渡者が保証を与える副状。手形裏書に相当する）を伴って用いられていたが、15世紀に入ると単独で使用されるようになった。替文や替状は一回限りの使用であったが、割符は譲渡可能であった。全て銭建てで額面は10貫文が圧倒的に多い（定額化）。預り文言をもつ割符もある。これは原則として振出人が支払人を兼ね、今日の約束手形に近い。これが近世の私札の起源である。16世紀には手形の中心であった割符は姿を消し、替米と替銭が主役となる（当初は替銭が優勢だが、後半には替米が中心となる）。但し、取組み範囲は狭小で、専ら中・近距離間の決済手段であった。遠距離間の決済手段としては金の利用が高まってくる（板金も登場する）。

また14世紀末に中世社会の中に定着していた贈与ルールに基づき折紙銭が登場する。これは銭を

¹² 『近代成長の胎動』27頁：三上隆三『江戸の貨幣物語』102-5、173-191頁：瀧澤『日本の貨幣の歴史』189-251頁：安国良一「貨幣の機能」『日本通史 第12巻』160-3頁。

¹³ 三上隆三『江戸の貨幣物語』220-240頁：岩橋『金融研究』17巻3号(1998.7)71-5：安国良一「貨幣の機能」『日本通史 第12巻』166頁。その後も改鑄が行われ、開港前後には「通用金銀」はもはや小判や丁銀ではなく、2朱金や1分銀といった計数金銀貨となった（安国良一「貨幣の機能」『日本通史 第12巻』168-171頁）。

贈与する際にまず、折紙（贈与目録）を送り、後から現銭を届けるという慣行である。この折紙も一種の債務証書、約束手形として機能した。限られた範囲ではあるが、他人に譲渡されたり、現銭を授受することなく折紙の上だけで計算・相殺されることもあった。その後、折紙の濫発、延滞、踏み倒しが横行し、15世紀末頃を境にその約束手形的運用は縮小した。贈与慣行の中に打算が忍び込んでいったのである（桜井英治『金融研究』16巻2号（1997.6）56-8頁：『流通経済史』55-75頁）¹⁴。

このようにして主要物品の代理者としての紙券が発生し、更にその上に信用制度の原初的形態が発達していく。

江戸時代にはかなりの藩札が発行された。ことに19世紀に入ると急増する。全国諸藩の約80%（244藩）が発行したと言われる。年代別では1601-1735年に67藩、1736-71年に47藩、1772-1817年に44藩、1818-29年に48藩、1830-59年に91藩、1860-71年に59藩が発行した（不詳は27）。地域的には九州、四国がほぼ全藩、中国、近畿、中部が70-75%の藩が、関東、東北では40%強の藩が発行した。新保博の推計では1867年の藩札発行高は幕府貨幣発行高の15-21%に相当する¹⁵。

藩札は通常、金札、銀札、銭札の形態であり、正貨への兌換を約束する紙幣である。中では銀札が多い。米札（米切手などの名称もある）は領内産物の米穀を引当てとして発行し、米穀の斗量とその金銭による金額を記したもののだが、実質的には銀札である。他に炭札、傘札、総糸札、轆轤札、肥代預りなどがある。

藩札は地域的な通貨不足の解決策として発行された。藩が直接発行する場合と請負発行の場合がある。前者の場合は札会所、札方といった発行機関を設け、札奉行が藩札の取締と正貨の管理に当たる。札元は城下町あるいは大阪などの豪商から選任され、藩から一定の扶助を受けて藩札兌換準備金の調達、発行、引替業務などに携わる。藩財政の経常的支出の他、藩士、庶民への貸付、藩専売産物の買入れなどを札元を通して藩札で行う。藩は札元に対し貢租米をもって年賦償還することを約する。

後者は札元となる有力商人が田畑、家屋敷などを抵当物件として藩に質入れし、一定額の運上金納入を確約の上、藩から藩札発行権限を付与され（発行高は限定）、発行、引替、管理業務に従事する。彼らが兌換を保証する。

藩札は小額貨幣の不足を背景に利便性の高い交換手段として士民生活の中に定着する。領内通用が原則だが、信用力のある藩札は近隣諸国まで通用地域を広げた。

財政赤字の補填策として発行することが多いが、節度を欠けば、たちまち破綻する。強制通用力の賦与だけでは藩札の流通は確保できない。成功例が多いのは藩専売制と結びついた藩札発行であった。この場合、藩当局は産物会所を通じ、札会所が発行する藩札によって領内産物を買上げ、これを中央市場（特に大坂）に廻送、売却し、入手した正貨で藩札の準備資金を確保した。例えば、播磨の姫路藩は1821年、木綿専売制を確立し、木綿生産者に対し預小切手（木綿手形）を前払いして、木綿を買い取り、これを江戸、大坂で販売し、代金を発行保証に充てた。美濃の加納藩は主要

¹⁴ 桜井英治によれば割符は単なる送金手段ではなく、一定の流通性をもっていた。その額面の定額化や一覽払または一覽後定期払い原則からして一種の紙幣的役割を果していた（『日本中世の経済構造』岩波書店、1996、第3部第8章）。桜井はその流通根拠を「文書フェティシズム」的な共同幻想に求める（同265頁）。桜井は別の所では同じ意味で「支証主義」という用語を用いている。信用関係を硬いモノではなく書き付けで担保する、ということであろうか（同44頁）。

¹⁵ 『近代成長の胎動』33、184頁：三上隆三『江戸の貨幣物語』193頁。北海道の館藩も加えると245藩になる。233藩という説もある。また藩札の他、宮家札や公家札も発行された。幕府による「幕府札」の発行は幕末を除きみられない（瀧澤『日本の貨幣の歴史』254-260）。

産物である傘を裏付けとして傘札を発行した。商人が傘を調達する際、代金の半額は札で払うことを義務づけた。そのため商人は産物会所で正銀と交換に札を取得して支払った。この正銀が引替準備に充てられた。なお江戸向けの仕入れ代金については利益の半分を冥加金として藩に納入することを条件に無利子で商人に貸与された。これらの藩札は領内の貨幣需要に応じて伸縮的に発行され、兌換準備も充分であり、順調に流通した。福井藩は19世紀半ば藩札を発行して生産者に低金利で融資し、商品生産の自主的発展を促し、物産総会所を通じて領外へ産物を販売し、正貨を獲得し、藩財政を立て直した。これが明治初期の殖産興業政策の先例をなす¹⁶。

こうした藩札の先例となったのが各種私札である。安土桃山時代末期から江戸時代初期にかけて有力商人が単独もしくは共同で、時には領主権力からの承認を得て発行した「私札」が地域的な交換手段として流通した。17世紀初めに伊勢外宮の神職者兼商人であった山田御師たちの発行した山田羽書が有名であるが、これは金子の授受に際し、端数が出て不便なため、その端銀の額を紙片に書き付けて相手に渡し、何時でも現銀に引き換えることを約束した端書＝約束手形・預り証であったが、やがて兌換券として流通した。羽書発行にあたっては質物（不動産）を提供する誓約書を山田・宇治両郷年寄中宛に差し入れた。過度の発行を抑制する村レヴェルの規制の下に置かれていたのである。

寺社・公家が発行する私札もある。例えば、美作国で発行された閑院宮家の「家領融通切手」は領米など産物を引当てに発行された。また鉾山経営者ないし領主が発行する「労働者への」「日払手形」、「山内稼方賃銭手形」などがある。

上方では文政期以降の金銀貨の改鑄により本来の通貨であった丁銀などの銀貨は流通せず、小額金貨としての文政二分判、文政二朱銀、天保一分銀が専ら流通した。諸物価は依然、銀目によっており、小額金貨は濫鑄により悪貨となっていたから庶民はこれを好まず経済力の確かな商人や上層農民が札元となって発行する私札を利用するようになった。この江戸後期にみられる銀の「空位化」現象は西南日本の一部では銭匁勘定による「銭匁札」を生み出した。これは銀遣い慣行のあった地域にあって、銀貨が不足し、また銅貨は商取引には嵩張り、不便であったため、銀銭相場を定めて銀貨と銭貨を代用する札として流通した（鹿野・山口『金融研究』16巻2号（1997.6）62-3頁：『貨幣—日本史小百科』125、143-6頁）。

維新後、明治政府は藩札の経験に踏まえ、ことに福井藩の藩札の成功例に倣って1868年に太政官札（不換紙幣たる金札）を発行した。これは殖産興業を目的として藩あるいは特権有力商人に前貸しし、毎年1割ずつ金札を返済し、13年で完済するという仕組みで発行されたが、実際には軍事費が嵩み、当初計画より悠に発行高が上回った。殖産興業向けに貸し出されたのは発行高の40%程度に留まり、その流通は円滑に進まなかった。1871年の新貨条例により1円金貨・銀貨を発行し、太政官札を回収した。

その後、近代的幣制の形成は難渋するが、1882年にベルギー国立銀行を範として日本銀行を設立し、それまでに発行された政府紙幣を償却し、正貨準備を増強した上で、1984年、兌換銀行券条例を布告し、兌換銀行券（この時は銀貨との兌換）の発行にこぎつけ、一応、貨幣は安定化した。だが、1893年の国際的に銀価が暴落し、銀本位制をとった円の価値も低落した。そうした時機に日清戦争で得た賠償金によって準備金を確保できることになり、1897年、円相場の実勢を追認する形で、円の金価値を定め、金本位制へ移行する（『流通経済史』472-487頁：加藤俊彦『本邦銀行史論』9-67頁：大内力『日本経済論 上』141-150頁）。とはいえ紙幣＝管理通貨制度に至るまでの道

¹⁶ 以上、檜垣『金融研究』8巻1号（1989.3）160-192；鹿野『金融研究』15巻5号（1996.12）134-141頁：『近代成長の胎動』32-7、182-5頁；三上隆三『江戸の貨幣物語』191-195頁：『貨幣—日本史小百科』126-138頁。

程はさほど長いものではなかった。

4. 貨幣の諸機能

1) 貨幣の価値尺度機能

商品の価値とは 既にみたように商品所有者たちによる、商品の社会的評価であった。貨幣の出現はその評価を客観的なものとして措定する。実際には商品市場における価格形成を通じて評価することになる。

マルクスは価値尺度機能を商品価値を価格として表現する「観念的価値尺度」と捉えた〔無論、単なる観念ではなく「内在的価値」を表現する手段と考えているのだが〕(『資本論』1、182頁)。

それに対し宇野は貨幣が購買手段として出動し、繰り返し売買しながら一定の価格水準を形成することによって商品価値を社会的に確証する所に価値尺度機能の本質があると考えた。「商品に価格が付けられるということは、商品がもはや自らは貨幣に対して交換を要求しえなくなり、貨幣のみが進んで商品を購入しうるものとなる……貨幣の第1の機能は、商品価値の『貨幣形態』に対して、自ら商品価値を実現するものとしての購買にあるのであって、商品の側からの販売は、むしろその裏をなす、受動的なる」ものである(『原理論の研究』57頁)。

「需要は、いわば商品価値規定の消極的一面をなすのであり、価値尺度としての貨幣の機能は、かかる需要の発動の形態規定に他ならない」(『原理論の研究』64頁)。

「商品価値の表示としての価格は、商品の価値を社会的に認められた一般的等価物によって表現するものではあるが、しかしそれだからといって商品の価格はつけられただけで直ちに社会的な評価をうけたものとはならない。……一定の価格をもって供給せられたる、その商品の需要者たる貨幣所有者によってその価格をもって購買されるとき始めてその価値を社会的に承認されることになる。しかもそれは売れなければ価格を下げ、売れば価格を上げるという関係を通して行われる。事実、商品の価値は単に一回の売買によって社会的に確証されるというものではないのである。需要供給の関係によって常に変動する価格をもって幾度も繰り返される売買の内に、その価格の変動の中心をなす価値関係として社会的に確証されるのである。……貨幣は商品の価値を尺度しながら商品の価値を基準にする交換を媒介する」(宇野新『原論』30-31頁)。

言い換えれば、「価値尺度としての貨幣は、商品を繰り返し購買することによって、高すぎる価格を下げさせ、低すぎる価格を上げさせ、〔?〕価格をその変動の中心水準へと収斂させる機能を果たすのであり、商品価格を価値に帰着させるものものとして機能する」(『資本論研究I』162頁(鎌倉孝夫稿)下線引用者) ここでは買手の価格形成へのイニシアチヴがより強調されている。

この収斂という考えに対しては山口重克が異論を唱えている。「ある水準に平準化する傾向が見られるといっても、それは価格がある水準に収斂してしまうということではない。……価値は、現実にはあくまで個別的価格として、社会的価値とは必ずしも関係のない幅のある水準の内部で、時間的、空間的に不確定的にバラツキながら実現されるほかない」(『経済原論講義』36-7頁)。

確かに収斂する価格水準が生産の裏付けをもった「社会的価値」というのであれば、市場価格がそこに収斂する必然性はない。それに近づく傾向をもつに過ぎない(山口は「重点」という言葉を使う)。

だが商品・貨幣論のレベルでは価格変動の中心をなす価格水準というのはある時点で需要と供給を一致させるような価格と考えておけば足りる。供給する側の評価に、生産費用が大きく影響し、需要する側の評価は予算により制約されることは間違いないが、ここではそれが背後にあるというだけに留めざるをえない。ともあれ少なくとも自由市場においては価格水準は買手か売手のいずれかが一方的に決定できるわけではない。両者の事実上の共同作業によって決まるとしかいいようが

あるまい。

競売買市場のモデルに従って商品の価格水準がどのように形成されるかを検討しよう。取引所では買手と売手のそれぞれが、何を、どれだけ、いくらで買いたい、及び売りたいかを意思表示し、それらを突き合わせて均衡価格を模索する。ここでは生産の適応的变化や需要の長期的変化は考慮しない。短期的に所与の商品量の下で如何に価格が決定されるか、ということに限定される。

例えば、次のような砂糖取引例を考えてみる。買手と売手はそれぞれ4者の取引主体から構成され、売値はそれ以上の価格で売りたいという希望価格であり、買値はそれ以下で買いたいという希望価格である。数量はそれぞれが売りたい、買いたいと望む商品量である。

売手	価格	数量	買手	価格	数量
A	19万円	300トン	W	24万円	400トン
B	20万円	300トン	X	23万円	100トン
C	21万円	200トン	Y	22万円	300トン
D	22万円	100トン	Z	20万円	300トン

これらの価格は売手と買手の商品に対するそれぞれの主観的価値評価を示す。ここでセリ人が22万円を呈示すれば、売りは900トン(A+B+C+D)、買いは800万トン(W+X+Y)となり取引は成立しない。供給超過となる。今度は価格を20万円に下げれば、売りは600トン(A+B)、買いは1100トン(W+X+Y+Z)となり、今度は需要超過となる。そこで21万円に引き上げると、売りは800トン(A+B+C)、買いも800トン(A+B+C)となって、需給は一致する。これが均衡価格となる。Dは希望した価格では売れず、Zは希望した価格では買うことができず、取引からは排除される¹⁾。

このことは一般的な完全競争市場(伸縮価格)においても本質的には同様である。売れ行きが良く、在庫は不足するようになれば、売手は価格を上げ、売れ行きが悪く、在庫が積み上がるようであれば、価格を下げる。そうした価格調整過程を経て需給均衡価格に近づく。

これを一般化してグラフで表示すれば、図3Aのようになる。売手のいくらでどれだけ売りたいかという価値評価の分布に応じて供給曲線(価格を変数とする供給関数)が描かれ、買手のいくらでどれだけ売りたいかという価値評価の分布に応じて需要曲線が描かれる。Qが均衡価格である。売手と買手のそれぞれの評価がどのように分布しているかによって、供給曲線と需要曲線の形状が異なり、従って価格の決まり方や性格が異なってくる。無論、個々の経済主体についても、いくらならば、どれだけ買いたい、あるいは売りたいと思う評価関数をもつ。商品世界全体の価値評価分布はそうした個別的评价関数を包含したものである。

経済主体の価値評価の分布のパターンは多様である。以下の5タイプが考えられる。

- ① 正規分布・分散型
- ② 偏倚型
- ③ 集中型
- ④ 鞍馬型
- ⑤ 浮動型

①は図3Aに示される。上記の平均的パターンである。この場合、均衡価格への収斂は比較的容易である。通常の需給曲線と形状が異なるが、少なくとも短期的には価格が低いからといって需要量が際限なく増えるわけではない。予算制約からして期待値より相当程度低ければ、比較衡量の上、

¹⁾ 以上、森嶋通夫『無資源国の経済学』21-30頁: 同著『近代社会の経済理論』190-2頁を参考とした。

他に必要としている商品を買うであろう。

②は図3Bに示される。供給面からみれば、供給調整が困難であり、最悪、最低限の希望価格を満たせれば、供給せざるを得ない場合である。この場合、需要次第で価格は高く上昇しうる。需要面からみれば、必要度が高く、他の商品には替えがたい商品であり、かなり高くとも需要を断念できない場合である。逆に価格が低くとも需要がさほど増えるわけでもない。価格弾力性が低く、需給状況の変化による価格の変動は激しくなる。

③は価値分布が限られた範囲に集中する場合である(図3C, D)。この場合、供給、需要のいずれかが集中型であれば、価格は安定的である。

④は価値分布の山が複数ある場合である(図3E)。この場合、価格を下げても需要が増えない局面をもつ。価格が一定の水準で膠着化し、別の価格水準への変化が不連続となりうる。そうしたケースはA.マーシャルが扱っている。需給の均衡点が複数ありうるが、理論的には不安定均衡点もありうる(『経済学原理』Ⅲ、273-4頁)。

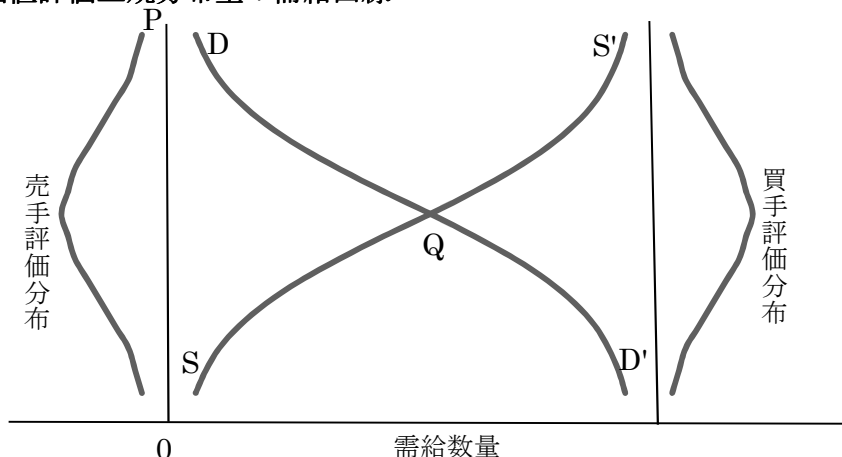
⑤は商品の売手及び買手による商品価値の評価が安定的でない場合である(図3F)。評価は将来的状況の予測の変化により、あるいは他者の行動や評価の変化によって強く影響を受ける。評価の同期化も起こりうる。とりわけ稀少な奢侈品や再生産が不可能か、あるいは困難な商品の評価は浮動的となり易い。不動産や骨董品の市場などはその典型であろう。この場合、価格は発散的で、不安定に変動する。これは商品経済に本来的な外在性を端的に示すものではあるが、投機的市場という特殊ケースとして考察すべき事柄である。

このように価値評価分布の在り様にはいくつかのパターンがあり、個別商品の特殊性によって価格の決まり方は異なる。ここでは時間的変化の要素は捨象して考察しよう。短期には一般に供給も需要もそれほど弾力的ではない。各期の市場では商品量は所与としておいて一方で、不特定多数の売手のいくらならばどれだけ売りたいと思うか、どの限度内なら売らざるを得ないか、あるいは売り控えるか、という主観的な評価や判断が提示され、他方で、同じく不特定多数の買手がいくらならばどれだけ買いたいと思うか、どの限度内なら買わざるを得ないか、あるいは買い控えるか、という主観的な評価や判断が提示される。そして、売手と買手双方の商品に対する価値評価分布を集約した上で、供給量と需要量を一致させるような商品価格の水準が見出される(次の式を成立させるような価格水準)。それは貨幣により価値を表現するだけでなく、貨幣が市場に購買手段として出動し、その社会的価値を確認できるからこそ可能となるのである。

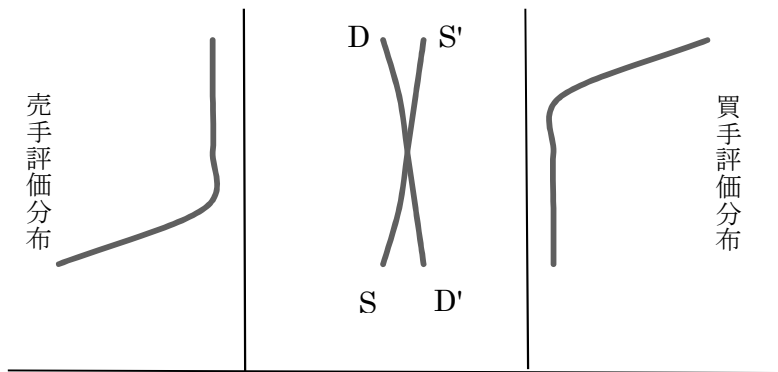
$$\sum_{i=1}^n P_i(D_i(p) - S_i(p)) = 0$$

図3. 需要・供給関係グラフ

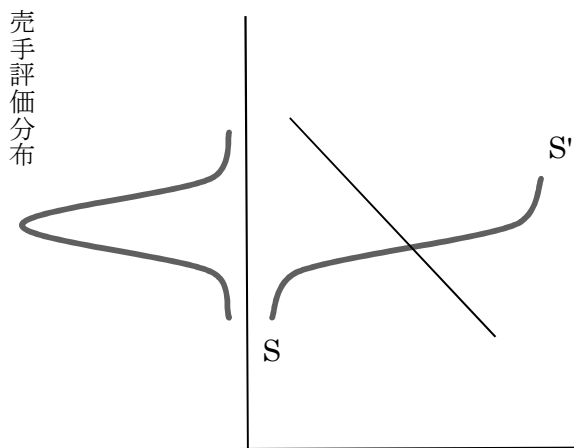
A. 価値評価正規分布型の需給曲線



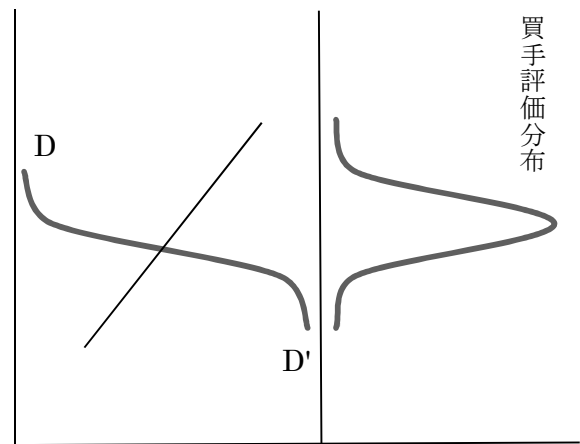
B. 偏倚型



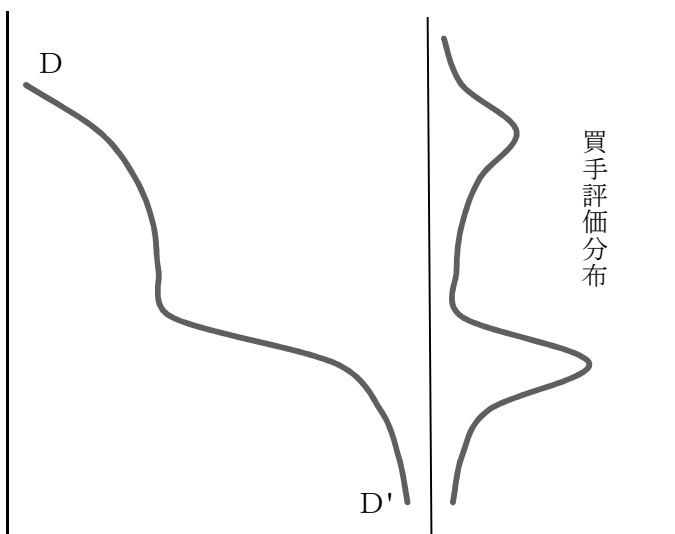
C. 供給側集中型



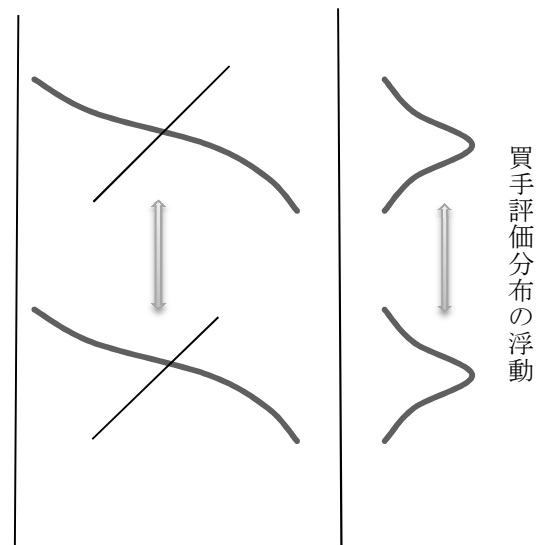
D. 需要側集中型



E. 鞍馬型



F. 浮動型



こうした商品の価格水準の形成により、商品の価値が社会的、客観的に評価される。これが貨幣の価値尺度機能である。それはある商品が社会全体にとってどれだけ必要とされ、従って、商品経済社会にとって有用な富の形成にどれだけ寄与したかを評価されることである。同時にそれによって当該商品の所有者は社会全体の財貨のうちからどれだけを手に入れることができるか、従って「商品集合」たる社会の富への請求権を示すことができるのである。

2) 流通手段

貨幣の登場と共に「商品の交換過程は、対立しつつ互いに補い合う 2 つの変態—商品の貨幣への転化と貨幣から商品への再転化とにおいて行われる。商品変態の諸契機は、同時に、商品所持者の諸取引—売り、商品の貨幣との交換、買い、貨幣の商品との交換、そして両行為の統一、買うために売る、である」（『資本論』1、185頁）。

「生産物交換にみられる」生産物の引渡しと他人の生産物を受け取ることの「直接的同一性を、流通が、売りと買いとの対立の分裂させる」（『資本論』1、198頁）。そうした売買が繰り返される「商品流通の媒介者として、貨幣は流通手段の機能をもつ」（『資本論』1、199頁）。

だが、W（商品）—G（貨幣）—W（商品）の過程において G が商品流通の媒介者に過ぎないとすれば、その貨幣はどのようにして流通世界に投入されるのか。

宇野は貨幣の能動的役割を強調する。「商品の所有者は自ら能動的にその商品を貨幣に換えることはできない。貨幣の所有者によって購買される以外に、その商品を貨幣に換える途はない。売手にとって W（商品）—G（貨幣）の過程は実際には買手による G—W の過程として行われる。しかしこの G—W の過程を行う貨幣の所有者は……一般に自己の商品の販売によって得た貨幣をもって、これを行うのであって、それは売買の連鎖をなして行われている」（旧『原論』上巻、51頁）。

「貨幣は商品の売買を媒介しつつ常に流通市場に留まる。貨幣は G—W としては価値尺度として機能しつつ、それを基礎としながら W—G—W の関連においては流通手段として機能する」。

「通貨として常に流通市場に留まる限り、貨幣は、もはや必ずしも金たることを必要としない。W をもって W' を購入する手段に過ぎないからである」。「W 商品の W' 商品への転化の過程におけるその価値の一時的姿に過ぎない」以上は、鑄貨や紙幣に代えることができる（新『原論』32—4頁）。

こうして貨幣はまずもって購買手段として、商品の価値を確認しつつ商品流通に登場する。だが、この購買は「商品の買手としての貨幣所有者自身が、商品の売手として得た貨幣をもってなすものに他ならない」（新『原論』31頁）。販売して貨幣を得る以外に購買はできず、購買なしに商品交換は成り立ちえない。とすれば、最初に購買し、商品交換のイニシアチヴをとる貨幣所有者はどこから登場するのか。「貨幣は生来、金銀である」とすれば、まずは金銀所有者が何らかの商品を手に入れるために金銀を購買手段として出動させる。「金の生産者だけが、金を貨幣として原始的に、単なる購買手段として使用する」（旧『原論』上巻、51頁）。そうすると金の生産者は絶対的優位に立つように見える。

けれども、果たして貨幣による商品の購買のみが能動的で、商品の販売は受動的なものに留まるのであろうか。貨幣はそもそも商品所有者が商品交換を実現しようという能動的行為から、それを媒介する手段として登場したのではなかったか。一旦、商品所有者たちの社会的共同作業によって貨幣が生み出されると、その能動性は失われて、貨幣所有者に移譲され、商品所有者は受動的立場に置かれてしまうのであろうか。だが、他者が需要するような商品を提供し、より多くの貨幣を獲得しようとするのもまた能動的行為ではなからうか。その意味で日高普の次の言説は大いに首肯できるものである。「商品が商品の位置を占めるからこそ、貨幣は貨幣の位置を占めるのである。… …より規定的でより根本的なものは、貨幣ではなしに商品である。貨幣は商品世界の全面的交換の結節点として、貨幣であるにすぎない。この結節点として、貨幣は商品に働きかけるのである」（日

高『経済原論』27頁)。

山口重克はここでも慎重に議論を進めている。「売手は価格が折り合わない時には、販売しないという行動をとること」もできるし、買手だけでなく売手も「できるだけ有利に商品を売買しようとする」し、「商品所有者の側でも[販売の]不確実性に対処するための種々の行動を工夫する」。とはいえ価格も販売時機も最終的には「貨幣所有者のイニシアチヴによって決められる」(『経済原論講義』34-8頁)。

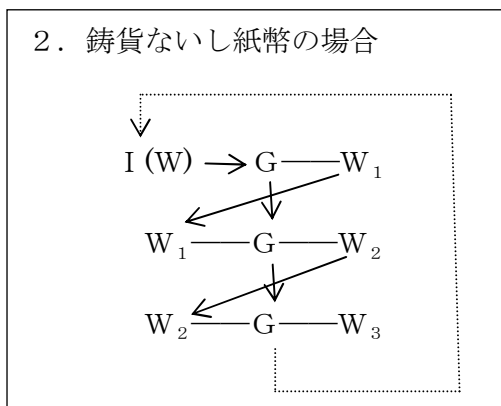
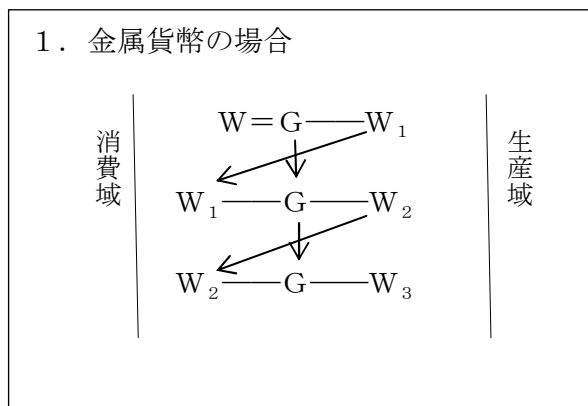
「ある商品が他の商品に転化する過程を媒介する点にこそ、貨幣の存在の本来の意味がある」。W₁—G—W₂という商品交換においてGは「一面ではW₁と対立する独立の存在であるが、他面ではW₁の価値のいわば影のようなものでしかなく、W₁の価値の独立したもの、W₁の交換力の転じたものなのである。「実質的にはW₁でW₂を買ったのであり、Gがそれを媒介したのである」(『経済原論講義』38-9頁)。

貨幣所有者と商品所有者のどちらが、能動的で、どちらが優位にあるか、ということ是一般論としては言えない。商品に対する需要が供給を下回っている限りは貨幣が優位にあるというに過ぎない。ひとたび、物不足となれば、途端に貨幣は輝きを失う。

また貨幣が金銀といった物財の自然的形態ではなく、鑄貨または紙幣の形態をとるようになれば、商品交換のイニシアチヴをとるのは鑄貨または紙幣の発行者ということになる。だが、それらを受け入れるか、どこまで受け入れるかを決めるのは他ならぬ商品所有者である。権力者は商品に「暴力を揮うことができる」が、貨幣それ自体は商品が無理やり「従順にはできない」。

通説では貨幣が商品交換の媒介者として消費されることなく流過程を転々流通する存在となることから、実質価値と名目価値の乖離した鑄貨や、更には全く無価値な紙幣への代位が導き出される。だが代位できるとしても、それらの貨幣としての受領可能性、通用力はやはり商品世界に参加する商品所有者自身の判断に委ねられる。歴史上そうであったように、紙切れを拒否するかもしれないし、減価した鑄貨をその実質価値によってのみ受け取るかもしれない。商品所有者が何故、貨幣を名目価値で、あるいは少なくとも実質価値以上のものとして受け取るのであろうか。それはただ次の取引相手が受け取ってくれるであろうという「予想」や「信用」のありうべき未来の連鎖にのみ依存しているからであろうか。何らかの形で実体的価値との繋がりが必要とされるのではなかろうか。

ところで、金の現物が貨幣である場合は、それが購買手段として出動すれば、もはや金商品所有者=生産者の元には戻ってこない。それ自身が消費されず、退蔵されない限りは、そのまま流通を続ける。だが、貨幣が鑄貨となる場合には金生産者は金をまず造幣所に持参して鑄貨に換えてから必要な商品を購入することになる。発行された鑄貨は全部ではなくとも、いずれ発行主体に還流する(発行主体に対する債務やそれが提供できるサービスあるいは物財などに対する支払いとして、



及び鋳直し、あるいは金属素材に戻る)²。紙幣及び代用貨幣の場合は無論、還流する(兌換券であれば兌換により戻る。紙券の場合は廃棄もある)。この還流性の在り様が制度化された貨幣(物品貨幣ではない貨幣)の価値維持のいわばアンカーとなりうるに違いない。

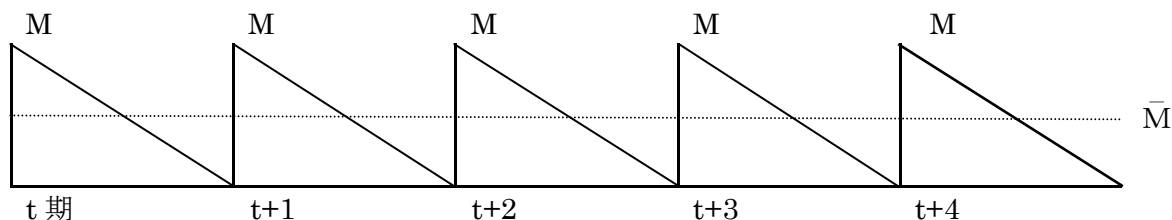
以上のような媒介性、能動性、還流性を併せ持つのが一般的等価物の代理者としての貨幣に他ならない。ある経済主体が一般的な需要のある物財、サービスとの引換を約束する貨幣を発行し、それをもって何らかの商品を実際に購入することができれば、貨幣としての実を示すことになり、それが発行主体に還流せず、商品世界を転々流通し、商品交換を媒介していく限りは、流通手段として機能し、通貨と呼称されるようになる。

それではこうして通貨が流通手段として商品交換を媒介し、その持手を変えながら商品世界を転々流通していくとすれば、その機能を果たすためにどれだけの通貨が必要となるであろうか。一定期間に社会的に必要な流通手段の量は一般には次の恒等式で表わされる。

$$\text{流通手段量} = \frac{\text{流通商品総額 (流通商品数量 * 物価)}}{\text{貨幣の流通速度}}$$

だが、この式自身は一定期間に行われた売買取引の結果として成立するに過ぎず、ここから何らかの因果関係が得られるわけではない。

ところで商品の販売は各個の経済主体=商品所有者にとっては収入を意味し、貨幣による購買は支出を意味する。そこで貨幣流通の問題は更に時間的要素を伴った収入と支出の問題として考察されねばならない。各期の期首に収入があり、それが順次支出されていくとすれば、貨幣の流れはごく単純化すれば、下図のように表せる。ここでMは各期首の貨幣保有高、 \bar{M} は平均貨幣残高である。但し、収入は各期、全て支出されていくものとする。



収入・支出の流れからみれば公式は次のようになる。

$$\text{貨幣の流通速度} = \frac{\text{総収入額}}{\text{平均貨幣残高}}$$

貨幣の流通速度は一般に取引慣行、支払時期もしくは間隔、貨幣準備保有性向などによって規定される。これは通常の場合では、さほど弾力的要素ではない³。貯蓄性向や消費性向の変化の影響は大きい。実際には収入と支出は必ずしも一致しないから、収入より支出が下回れば、貨幣の流通速度は遅くなる。逆に支出が収入を上回り、貯蓄が取り崩されるか、信用が利用されれば流通速度は速まる。このことの経済循環上の含意は重要である。

² 名目価値と実質価値の比率の差や国内外の金銀比価の違いから退蔵や海外流出もありうる。

³ 無論、インフレーションの昂進時には、支払期間が短縮化し、貨幣準備保有性向も低下するから流通速度は速まるが、それも限度がある(木村雅則「ソビエト・ロシアにおける貨幣制度の崩壊過程と復興」19-21頁)。

また、この貨幣ストック需要を満たす限りにおいては貨幣発行権を独占する機関は社会的富から一方的に財貨を引き出すことができる。その場合、貨幣の通用価値と実質価値との差がいわゆる発行益となる。

3) 蓄蔵手段＝価値保蔵手段

商品所有者は自己の商品を販売して貨幣を得るが、それを直ちに支出するわけではない。一般には長かれ短かれの期間、保有した後に支出することになる。とりあえず支出する予定がなく経済主体の手元に多少とも長く滞留する貨幣が蓄蔵貨幣である。貨幣は消費の対象ではなく、いつでも何でも買いうるという性質をもっているため、一定期間は将来の支出に備えて、価値物として保蔵しておくことができるのである。無論、そのためにはその間、貨幣価値が安定していることが不可欠な要件である。

そのことはマクロ経済の視点からは重大な問題を孕む。つまり、貨幣を一定期間、退蔵するということは、商品所有者が自己の商品を販売して貨幣を手に入れながら、それを他の商品の購買には支出しないということであるから、その間、需要は減少する。何らかの理由でその貨幣退蔵が広がりを見せ、長期に亘ることになれば、総需要に影響を及ぼし、経済循環への悪影響は免れない。貨幣が登場し、販売と購買が分離するということは全面的な商品交換を可能にすると共に、そうした危険性も併せ持つことになる。

4) 支払手段

支払手段はそのものとしては、何らかの債務を決済する手段である。古くは他人に危害を与えたことに対する償いの意味をもっていた（例えば、殺人賠償金）。それは何らかの財貨をもって償われたのであるが、貨幣制度が普及するに従い、償うべき価値を多様な財貨の代わりに貨幣という比較的計算の容易な統一的基準によって定めるようになる。債務の決済は貨幣または貨幣によって計算された財貨によって行われる。

更に商品経済において貨幣は一定期間保有が可能で、直ちに支出しなくともよいという性質をもっていることから、商品販売しても必ずしも直ぐ、貨幣を受け取る必要がない場合がある。その場合、商品の販売を促すためにその時点では貨幣を持ち合わせない買手に対して、一定期間後に貨幣を支払う約束で販売することが可能となる。こうして商品所有者の間に彼らの意識的活動によって債権債務関係が形成される。新たな社会的関係＝信用関係が作り出されたのである。それによって手持ちの貨幣がなくとも商品を購入できる、つまり購買力の先取りが可能となった。この債権債務関係は取引連関に応じて広げていくことができる。これは商品取引の拡大を促す。それと共に債権債務関係の連鎖がどこかで切断されれば、すなわち信用取引連関を構成するいずれかのメンバーが債務支払不能になれば、本来、健全であった信用連関すら崩れ去る危険性を孕む。そうした信用基盤の危うさも内包しながら、購買力の先取り、信用貨幣創出は資本主義経済発展の動力の1つとなった。

結びに代えて——貨幣と経済動態

貨幣が単なるヴェールではない以上、その在り様は経済活動に様々な影響を与える。岩井克人は商品と商品の交換が貨幣を媒介によって売りと買いに分離されることから、恐慌とハイパー・インフレーションの可能性を導き出す。

売ることにも買うことにもそれぞれ固有の「困難」が待ち受けている。売ることの困難は商品世界全体が需要不足となることを齎し、買うことの困難は需要過剰＝インフレ的熱狂を齎しうる（岩井『貨幣論』146頁）。

販売は商品にとって「命がけの飛躍」である。商品の売手は価格を設定するが、これは市場の需給に関する期待に基づいた主観的評価であり、実際に買われることにより客観的な判定を受ける。困難は主観的な期待の危うさだけではない。個別の市場に関する限り価格調整によって需給を一致させる均衡に近づく。だが1つの市場は他の市場と絡み合っており、全体は部分の単なる総和ではない。貨幣のある世界ではセーの法則は成立しない（同上 149-152頁）。

世界は不確実性に満ちており、人々が流動性を選好する場合がある、つまり資産の一部を貨幣の形で保有しようとする。単なる媒介でしかない貨幣があたかもそれ自身ひとつの商品であるかのように流動性選好という欲望の対象となる（同上 161頁）。

貨幣には市場がなく、何らかの意味で貨幣の需給の変化が起こった場合、それに応じた調整を直接に行う場がない（同上 166頁）。流動性への欲望が突然強まり、保有している貨幣量を増やそうとする。総需要は総供給を下回る。全般的な需要不足が生ずる、つまり全ての商品の市場で同時に需要が不足する（同上 167-8頁）。売れ残りを抱えた売手は更に価格を引き下げ、物価水準はさらに低下する。相対的な商品価格関係はそのまま維持される。総需要の不足が続く限り、物価は連続的かつ無制限に下落し続ける（同上 168頁）。

売手が供給を切り詰め始めれば、その市場の需給は幾分改善する傾向を示すかもしれないが、労働力その他の生産要素に対する需要を抑制し、今度は貨幣賃金を始めとする生産要素の名目価格の水準も連続的且つ無際限に下落し続ける。これがヴィクセルの不均衡累積過程である¹（同上 168-9頁）。

但し、現実の資本主義は「破壊的なほど不安定ではない」（ケインズ）。それはその貨幣価値が固定していなくとも、少なくとも粘着的であるような何らかの生産要素が存在するからである（同上 172-173頁）。貨幣賃金は労組の圧力、国家規制、共同体的連帯意識によって下方に粘着的である。それが不均衡累積過程の全面的な展開を妨げる。資本主義社会が本来的にもつ自己破壊の傾向が資本主義化されていない外部の存在によって抑えられる（同上 174頁）。だがそれは別の形の全般的な不均衡に置き換わる。賃金の下方粘着性の下で、総需要が減少すれば、失業、労働者の消費支出減、消費財産業全体での生産と雇用減、更に中間財産業や資本財産業に波及する。物価と賃金の不均衡累積過程は生産や雇用の乗数過程に置き換わるのである（同上 175頁）。

更に岩井は貨幣の存立の実体的無根拠性から危機論を展開する。紙幣制度では、1万円の貨幣と1万円の商品との交換という価値の次元における公明正大な等価交換の下には無価値のモノと価値あるモノとの交換というまさに一方的な不等価交換がモノの次元で存在している。1番目の他の人間がこの1万円札を商品と交換に引き受けることになるのは、それをそのまま2番目の他の人間に手渡そうと思っているからであり、3番目以降も同様にモノの次元の不等価交換が等価交換の装い

¹ 岩井克人『不均衡動学の理論』岩波書店、1987。これは種々の条件を付した特殊なケースとみるべきである。

の下に未来へ先送りされる(同上184頁)。だがもし最後の審判の日があるとわかれば、受け取る人間は一人もいなくなる(同上185-6頁)。

貨幣を貨幣として引き受けてくれる人間が無限の未来まで存在し続けるという期待のみが、今ここでの貨幣の価値を支えている。だが未来において貨幣を引き受けてくれるはずの人間は今ここにいない人間にとってはアカの他人である以上、この期待は単に主観的であり、それを客観によって修正するすべをもたない(同上188頁)。

貨幣の「命がけの飛躍」(貨幣で商品が買えるかどうか)はそれを正当化する客観的な根拠はないが、実践的な根拠はある。それは貨幣が今まで貨幣として使われてきたという事実、そして今後も続くという期待である(同上190頁)。

ある時に総需要が総供給を上回れば、インフレ的熱狂の可能性が生ずる。インフレが一時的なものという期待があれば、人々は将来の商品の値下がりやを予想して買い控え、沈静するかもしれないが、インフレが将来、続くと予想すれば、人々は手元の貨幣を使い切ろうとして、総需要を刺激し、インフレを加速する。

「貨幣からの遁走」ともいべき悪循環がハイパー・インフレーションである(同上192-4頁)。貨幣が貨幣であることを止めてしまうことは、その貨幣の媒介によって統一性が維持されていた商品世界が商品世界であることを止めてしまうことである。従って資本主義社会の解体に至るのである(同上197頁)。

岩井はありうべき批判を察知して急いで付け加える。「ここで分析の対象としているのは価値の錨として働く外部を全て捨象した理論的抽象としてのハイパー・インフレーションである。世界資本主義が一つの貨幣圏として統合されていけば、将来それが起こる可能性はある」(同上198-9頁)。いつの間にか現実から遠く離れて思考実験の世界に入り込んでしまったようだ。

更に岩井は続ける。人々は同一の貨幣を共有することによって[意図せず]貨幣共同体を形成する。人々はその共同体の構成員だから貨幣を貨幣として使うのではなく、貨幣を貨幣として使うことを目的として構成員となる。利害の一致に基づいて合理的に形成された社会的関係としての利益社会である(同上200-1頁)。

ハイパー・インフレーションでは貨幣を貨幣として受け取ってくれる人が誰もいなくなり、貨幣共同体そのものが消滅してしまう(同上207頁)。マルクスは恐慌論しか展開しなかった。彼にとって貨幣は商品でしかないからである(同上212頁)。ハイパー・インフレーションこそより根源的な困難である。結局、「貨幣に本質があるとしたら、それは貨幣には本質がないということ」になる(同上222頁)。こうして最後もレトリックで飾った。

持続的に総需要が総供給を超過すれば、インフレーションになる可能性は確かに高い。だが、それが更に加速してハイパー・インフレーションにまで至るのは、様々な条件が重なった場合である。多くの人々のある状況に対する評価や期待が共鳴、同調化し、反応が同期化する場合であり、且つ、貨幣の供給が限りなく弾力的であることを前提する。

人々の反応が同期化するのは社会的危機や社会不安が漂っているといった状況を背景とする。既存の文化的価値体系が崩れ、かといってそれに代わる新しい価値体系も見いだせないような状況、目標を見失い、何かに執着し、身を任せねばいられないような虚無感が広がっていく社会状況、ジンメルが貨幣を哲学した状況(従って人間の多様性が失われ、個々人が自己尊厳を実感できない状況、動き続けないと自己を喪失しそうな状況)において浮動的意識が一挙に一方向に流れてゆく。バブルの背景にある状況と近似する。

逆に言えば、すでに国民経済が破局的状況に達しているのでない限りは、人々の状況に対する評価や期待や判断が多様で、適度に分布・分散していれば、そして反応が過敏になっていなければハイパー・インフレーションには至るまい。「経済体系の安定性と、貨幣量の変化に対する経済体系

の感応性とが、不確実な事柄についての意見の多様性に著しく依存している」(ケインズ『雇用、利子および貨幣の一般理論』170頁)からである。

またハイパー・インフレーションとなったからといって、それが必ず商品世界の解体を齎すわけではない。史実が示すように通貨制度の崩壊によって直ちに解体してしまうほどには市場経済は脆弱ではない。実際、ドイツのハイパー・インフレーションは商品世界を崩壊させなかった。岩井はそれがドイツ圏に限定され、その期間中、すでに世界貨幣(基軸通貨)としての地位を実質的に占めていたドルの価値が安定していたから、と弁明する(岩井『貨幣論』198頁)²。だがドイツでは外貨の使用は制限され、為替も管理されていたから、観念的な価値の基準にはなりえても国内通貨にとってアンカーとはなりえない。安定外貨との交換性の回復によって通貨制度を復興させたわけでもない。通貨制度は基本的に自力で再建しえたのである。

他の国の場合でも同様であるが、ハイパー・インフレーション下で人々はあらゆる手を尽くして、苦境を乗り越えようとした。代用紙幣を創造し、物々交換を行い、互助、共助関係を創り出した。紙屑同然のマルクですら、なお使用され続けた³。ケインズは驚嘆する。「激烈な減価が生じてもお、日常の細かな取引に物々交換をするのに比べて貨幣を使用することによって得られる利点を相殺するには至らない。ドイツやロシアでさえも多くの取引において政府紙幣の流通が継続した」(『貨幣改革論』138頁)。

私的利益に基づく市場経済の生命力や強靱さは通貨制度の崩壊だけでは揺るがない。商品所有者たちはそれが必要とあれば多大の犠牲や苦難を厭わず、商品交換を組織し、通貨制度を再建する。1つの社会システムが存続するのは構成員がそのルールを基本的に受け入れているからである(市場経済の場合は商品所有者の自由処分権の承認や契約の遵守など)。そのルールに基づいてゲームが行われる限りではゲームの駒が壊れても社会システム自体は存続しうる⁴。そのルールに従って行動して、そこそこ満足できる結果を得られない場合には、ルールに対する疑念が生じ、他の途を模索することになる。

岩井が資本主義経済は本来的に自己破壊的傾向をもつというのはおそらくその通りであろう。純粹の資本主義経済はあたかも一輪車で走るようなものである。暴走もすれば、転倒もする。倒れな

² 確かにハイパー・インフレーションに喘ぎ、ドルを自国通貨とした国もある。例えば、2000年にエクアドルは自国通貨スクレを廃止し、ドルに替えた。通貨を再建する努力よりも、手っ取り早く安定外貨を取り入れる途を選んだのである。とはいえ露天商などの多くは相変わらずスクレでの支払に拘っていたようだ。ある通貨を受け入れるかどうかは人々の意思に依存する。エルサルバドルも2001年より自国通貨コロネを放棄し、ドルを導入した。アメリカ資本の支配下では、ドル植民地化が起こる(クレイグ・カーミン『欲望と幻想のドル』第4章)。

ジンバブエもハイパー・インフレーションや戦争が続いた後に、2009年に額面100兆ジンバブエ・ドルを発行した(30米ドルに相当)。当局はジンバブエ・ドルをトイレの紙に使うことを禁止する張り紙を出した(フィリップ・コガン『紙の約束』50頁)。だが人々は「社会の経済的ニーズに合わない通貨のルールを政府が押し付けてくれば、法律を回避するすべを見つけ出す。自国の通貨が無価値になれば、外国の通貨を使い始める」(同上38頁)。

結局の所、自国通貨の再建はこれらの国が売れるもの、輸出できるものを作り出しうるか、に懸かっている。

³ 木村雅則「ソビエト・ロシアにおける貨幣制度の崩壊過程と復興」48-56頁。フランス革命時のアシニア紙幣、第一次大戦後のオーストリア、ハンガリー、ポーランド、第二次大戦後のハンガリー、中国法幣などの例がある(中国については桑野仁『戦時通貨工作史論』)。日本の敗戦直後やアメリカの南北戦争期も激しいインフレーションを経験したが、破局には至らず、収束しえた。

⁴ 仮に、世界経済が統一されているとしても通貨制度の崩壊が必ずしも商品経済世界の崩壊に繋がるわけではない。

いたためには複数の補助輪を付けておかねばならない。それは再分配機構であり、互酬的的制度であり、共同体的諸関係である。それら異なったシステムとの共存、補完関係があれば、経済体制も安定化しよう。それらの異質なシステムは、いわば内なる外部であるといえる。その異質な諸要素に対し寛容であれば、資本主義経済も長期に存続する可能性は高い。異質な要素に不寛容な体制は不安定で脆い。

ケインズ的な拡張的金融財政政策が経済発展を促すといっても、それが可能なのは、ただ潜在的成長率が高く、資本不足の状況においてのみである。そうでない場合に、通貨供給だけを増やしても、物価上昇によって吸収されるのでなければ、ただ資産の名目的価値を高めるだけである。

潜在的成長率が低く、資本過剰の状況においてはケインズの世界からシュムペーター的世界に移行せねばなるまい。貨幣の追加的発行は、それが技術革新や新製品の開発などによって裏付けられる場合にのみ経済発展に資する。

「新結合を遂行しようとする者は貨幣あるいは貨幣代替物についての信用を求め、これによって必要な生産手段を購入しなければならない(生産手段の吸引及び転用)」(シュムペーター『経済発展の理論』上、188頁)。「信用供与、新しい購買力の創造は経済における購買力をあらかじめ移動させることによって既存の生産用役の新しい使用方法をもたらす」(同上276-8頁)。

「そのための資金の大部分は本来の意味における貯蓄活動から生じたものではなく……新結合の遂行の結果から生じたものである」(同上、192-4頁)。

「信用供与の目的及び行為によって創造される支払手段は流通に際して現金と同様の役割をする。この信用供与に対しては……全て特定の生産の結果から初めて支払われる。あらかじめ代価を用意するものではない」。これらの支払手段も「消費財を直接に調達することができる指図手形であるが、既に実行された生産に対する証明書ではない。当該新結合がうまく遂行された後のことである」(同上、196-197頁)。

「購買力の出現とこれに対応する商品の出現とは同時的でないため、一時的にインフレーションの外観も生じうるが、「全てが期待通りにいくなれば、企業家が受け取った信用額や直接、間接に取り出した財貨の価額よりも、より多くの価額の商品によって財貨の流れを豊富にする」ことができる(同上281-2頁)。

経済発展の原動力は貨幣の大量の注入ではなく、新たな需要を生み出しうる商品の開発や生産方法の革新にある。その際、最も重要なことは外延的・量的拡大やコストの低下ではなく、人々の生活の質の向上を伴うような内包的な生産の発展である。環境負荷も含め生活の質を高めるような内容の商品が生み出されねばならない。それを可能とするのは消費者のニーズと生産能力・適応能力の密な相互作用(そのために情報技術は役立つ)と創造性・積極性をもつ人材育成とその潜在能力の活用である。それを促すためにこそ購買力の創出、信用創造がある。

だが高度に発展した貨幣経済では代理者に過ぎぬモノが本人に入れ替わって「本人」になりすましているような状況が生み出される。そうした状況では、貨幣の量的拡大が経済発展を主導するかのように錯覚し、景気回復策と称して発行主体が過剰に発行することにもなる⁵。

⁵ デフレ対策と称して行われた異次元の金融緩和政策がそれである。いつのことだったか、岩井克人が日本経済新聞のインタビューに応じて、第2次安倍政権下でのそうした政策に支持を表明したことがあった。当初は戸惑ったのだが、今はさもありませんかと思えるようになった。貨幣とは所詮、幻想的なものなれば、大量の通貨の追加供給というショックを与えれば、「景気上向き」の予感を醸成し、萎縮した悲観的心理から脱却させ、少なくとも一時的には景気回復効果が期待できるということにでもなるか。だが金融緩和策の一定の成功の外観はデフレ下での企業努力が漸く実を結び始めた時期とたまたま一致したためではないか。問題は通貨量が足りないことにあるのではなくそれが生産的産業や労働者には回っていかない所にある。過剰な通貨は持続的で質的に深化可能な経済発展にはかえって有害かもしれ

更には代理者自身が自らの代理を設定するようにもなる(様々な信用形態の創出)。代理関係の多重化である。そうすると最早、本人がどこにいるのかも定かでなくなる。「神秘性」の観念的根拠はここいらにある。

それにしても、貨幣の「神秘性」がかくも強調されるのは何故だろうか、と思う。本当に神話の世界から現れ出た幻想的貨幣によって市場経済は存立しうるのだろうか。その存立基盤は脆く、市場経済の参加主体に内蔵する心的機制は浮動的なのだろうか。さすれば貨幣の表向きの「健全さ」を取り繕いつつ、貨幣を適当に調節すれば、多くの経済主体の心理に効果的作用を与え、仮初めなりと資本主義経済の自己破壊的本性を抑え込もうということにもなる。

だが、もうそろそろ貨幣神話から目覚める時期ではなからうか。失われた20年と言われるが、バブル崩壊で失ったものよりもバブルで失ったものの方がはるかに大きいと思う。この4半世紀で真に失われたのは、経済成長力ではなくて、労働の尊厳であり、真摯な生の尊厳である。

その点からすればジンメルの言説は首肯できる所が少なくない。

「貨幣は手段そのものであるが、そのようなものとして貨幣は人間の意志内容に対する人間の実践的地位を、つまりは意志内容に対する彼の力と無力とを具体化し、尖鋭化し、昇華しており、この点に生の根本動機理解にとっての貨幣の巨大な意義が横たわっている」。「目的が手段の思考をつくった後、手段がまた目的の思考をつくる」(『貨幣の哲学(分析篇)』300頁)。「貨幣はいかなる個々の目的に対しても全く関係をもたないことによって目的の総体に対して関係を獲得する」(同上301頁)。

「現代においては——ギリシャとローマの没落期と同じように——生活の全態様と人間同士の関係と客観的文化とが貨幣関心によって色づけられている」(同上343頁)。「貨幣文化が意味するのは生活の手段への囚われ」である(同上378頁)。貨幣は「人格間の非人間的関係とそれによる個人的自由との担い手」である。「人格に対する無関心や人格を取り替える自由」によって特徴づけられる(ジンメル『貨幣の哲学(総合篇)』35頁)。

だから「貨幣は人間の間に関係をつくり出しはするが、しかし人間を関係の外部に放置する」(同上43頁)。「貨幣制度は高貴な人格を特徴づけるかの自己尊重を、ある種の客体とそれらの評価によって受け容れられる自己尊重を破壊する」(同上188頁)。

貨幣は確かに他者間の直接的人間関係の煩わしさ、息苦しさを回避し、公的価値の強引な押しつけを遣り過ごそうとする人々の知恵の創作物である。だがその限りの便宜であると割り切って貨幣を相対化すべきであろう。貨幣に過度に入れ込み、依存し過ぎるのは得策ではあるまい。

なるほど健全な経済には健全な貨幣が宿るかも知れないが、「中世でも今日でも、健全な貨幣は健全な経済の保証にはならない」(Davies, p.172)。

ないのだ。その付けを誰が払うのだろうか。おもしろうて、やがて虚しき貨幣論かな。

《参考文献》

- Davies, Glyn, A History of money from ancient times to the present day, 3rd. ed. Cardiff: University of Wales Press, 2002.
- Grierson, Philip, The Origns of Money, London, 1977
- Giacomin, A. and Marcuzzo, M. C. (eds.), Money and Market : A doctrinal approach, London and New York, 2007
- Riegel, E. C., Flight From Inflation : The Monetary Alternative, California, 1978. (edited by Spencer Heath MacCallum and George Morton)
- Rittershausen, Heinrich, Monetary Theory : An unfinished manuscript, Version V. (Translated by T. Megalli with assistance of John Zube), 2006
- 青木昌彦編『経済体制論』第I巻、経済学的基礎、東洋経済新報社、1977
- T. S. アシュトン『産業革命』 中川敬一郎訳、岩波書店、1953
- 雨宮建「古代ギリシャと古代中国の貨幣経済と経済思想」日銀金融研究所『金融研究』第31巻第2号 (2012)
- アリストテレス『ニコマコス倫理学』 加藤信朗訳、岩波書店、1973
- 今村仁司『貨幣とは何だろうか』 筑摩書房、1994
- 岩井克人『ヴェニス商人の資本論』 筑摩書房、1985
- 岩井克人『貨幣論』 筑摩書房、1993
- 岩橋勝「徳川経済の制度的枠組み」『日本経済史1』速水融・宮本又郎編、岩波書店、1988
- 岩橋勝「江戸期貨幣制度ノダイナミズム」日銀金融研究所『金融研究』第17巻第3号 (1998)
- 岩村充『貨幣の経済学』 集英社、2008
- 宇野弘蔵『経済原論』 岩波書店、1950 [『旧原論』と略記]
- 宇野弘蔵『経済原論』 岩波書店、1989 [『新原論』と略記]
- 宇野弘蔵『マルクス経済学原理論の研究』 岩波書店、1959
- 宇野弘蔵編『資本論研究』、I 商品・貨幣・資本、筑摩書房、1967
- 浦長瀬隆「16世紀における貨幣流通」日銀金融研究所『金融研究』第16巻第2号 (1997)
- 檜垣紀雄「藩札の果たした役割と問題点」日銀金融研究所『金融研究』第8巻第1号 (1989)
- 大内秀明『価値論の形成』 東京大学出版会、1964
- 大内力『日本経済論 上』東京大学出版会、2000
- 大内力ほか著『経済学概論』 東京大学出版会、1966
- 岡部洋実「貨幣<制度>生成の論理」(河村哲二編『制度と組織の経済学』日本評論社、1996)
- 加藤俊彦『本邦銀行史論』 東京大学出版会、1957
- 加藤敏春『エコマネーの新世紀』 勁草書房、2001
- クレイグ・カーミン『欲望と幻想のドル』 林康史監訳、日本経済新聞社、2010
- ジョン・K・ガルブレイス『マネー・その歴史と展開』 都留重人監訳、TBSブリタニカ、1976
- 河邑厚徳+グループ現代『エンデの遺言』 日本放送出版協会、2000
- 木村雅則「ソビエト・ロシアにおける貨幣制度の崩壊過程と復興」『松本歯科大学紀要』40号(2013)
- G. F. クナップ『貨幣国定学説』 宮田喜代蔵訳、有明書房、1988
- G. エドワード・グリフィン『マネーを生み出す怪物』 吉田和子訳、草思社、2005
- 黒田明伸『貨幣システムの世界史』 岩波書店、2003
- 桑野仁『戦時通貨工作史論』法政大学出版会、1965
- 『ケインズ全集 第5巻、貨幣論I』 小泉明・長澤惟恭訳、東洋経済新報社、1979
- 『ケインズ全集 第6巻、貨幣論II』 長澤惟恭訳、東洋経済新報社、1980

- ケインズ『貨幣改革論』 宮崎義一・中内恒夫訳、中央公論新社、2005
『ケインズ全集 第7巻、雇用、利子および貨幣の一般理論』塩野谷祐一訳、東洋経済新報社、1983
小池田富男『貨幣と市場の経済思想史』 流通経済大学出版会、2009
佐伯啓思『貨幣と欲望』 筑摩書房、2013
桜井英治「中世における信用取引の発展」日銀金融研究所『金融研究』第16巻第2号(1997)
桜井英治・中西聡編『流通経済史』 山川出版社、2002
櫻井毅・山口重克・佐美光彦・伊藤誠編『経済学Ⅰ』 有斐閣、1980
スタンリー・ジェヴォンズ『貨幣及び交換機構』 松本幸輝久訳、日本図書、1948
鹿野嘉昭「委託研究からみた藩札の流通実態」日銀金融研究所『金融研究』第15巻第5号(1996)
新保博・斉藤修編『近代成長の胎動』 岩波書店、1989
鹿野嘉昭・山口健次郎「私札の発展」日銀金融研究所『金融研究』第16巻第2号(1997)
斯羽義信「中国における幣制の展開」日銀金融研究所『金融研究』第15巻第3号(1996)
ジョセフ A. シュムペーター『経済発展の理論』塩野谷祐一ほか訳。岩波書店、1977
ジョセフ A. シュムペーター『景気循環論』金融経済研究所訳、有斐閣、1958
『ジンメル著作集 2 貨幣の哲学(分析篇)』 元浜清海ほか訳、白水社、1981
『ジンメル著作集 3 貨幣の哲学(総合篇)』 居安正訳、白水社、1978
鈴木公雄「出土銭貨からみた中・近世移行期の鑄貨動態」日銀金融研究所『金融研究』第17巻第3号(1998)
鈴木圭介編『アメリカ経済史』 東京大学出版会、1972
鈴木鴻一郎『経済学原理論』 東京大学出版会、1962
鈴木鴻一郎『価値論論争』 青木書店、1959
アダム・スミス『諸国民の富』大内兵衛・松川七郎訳、岩波書店、1959
瀧澤武雄・西脇康編『貨幣—日本史小百科』東京堂出版、1999
滝沢武雄『日本の貨幣の歴史』 吉川弘文館、1996
東野治之『貨幣の日本史』 朝日新聞社、1997
西川祐一「江戸期三貨制の萌芽」日銀金融研究所『金融研究』第18巻第4号(1999)
西部忠編著『地域通貨(福祉+α)』 ミネルヴァ書房、2013
西部忠『資本主義はどこに向かうのか』 NHK出版、2011
『ハイエク全集、第2期第10巻、貨幣論集』池田幸弘・西部忠訳、春秋社、2012
原薫『日本の戦後インフレーション』 法政大学出版会、1968
ジョン・ヒックス『貨幣理論』 江沢太一・鬼木甫訳、東洋経済新報社、1972
日高普『経済原論』 有斐閣、1983
ニール・ファーガソン『マネーの進化史』 仙名紀訳、早川書房、2009
フィリップ・コガン『紙の約束』 松本剛史訳、日本経済新聞社、2012
ジェフリー・M・ホジソン『進化と経済学』西部忠監訳、東洋経済新報社、2003
カール・ポランニー『経済の文明史』 玉野井芳郎・平野健一郎編訳、日本経済新聞社、1975
カール・ポランニー『人間の経済Ⅰ』 玉野井芳郎・栗本慎一郎訳、岩波書店、1980
カール・ポランニー『人間の経済Ⅱ』 玉野井芳郎・中野忠訳、岩波書店、1980
A. マーシャル『経済学原理』 馬場啓之助訳、東洋経済新報社、1965
B. マリノフスキー&J. デ・ラ・フエンテ『市の人類学』 信岡奈生訳、平凡社、1987
カール・マルクス『資本論 第1巻初版』 (『マルクス・コレクション III』所収) 今村仁司訳、筑摩書房、2005
カール・マルクス『資本論』 大月書店、1961
カール・マルクス『経済学批判』 大月書店、1953

- 三上喜孝『日本古代の貨幣と社会』 吉川弘文館、2005
三上隆三『貨幣の誕生—皇朝錢の博物誌』 朝日新聞社、1998
三上隆三『江戸の貨幣物語』、東洋経済新報社 1996
カール・メンガー『国民経済学原理』 安井琢磨・八木紀一郎訳、日本経済評論社、1999
森嶋通夫『無資源国の経済学』岩波書店、1984
森嶋通夫『近代社会の経済理論』創文社、1973
安国良一「貨幣の機能」『日本通史 第12巻』朝尾直弘ほか編、岩波書店、1994
安富歩『貨幣の複雑性—生成と崩壊の理論』 創文社、2000
山口重克『経済原論講義』 東京大学出版会、1985
山口重克『金融機構の理論の諸問題』 御茶の水書房、2000
山口重克『金融機構の理論』 東京大学出版会、1984
湯浅赳男『文明の血液』増補新版 新評論、1998
楊枝嗣朗『歴史の中の貨幣』 文真堂、2012
吉沢英成『貨幣と象徴』 日本経済新聞社、1981
ジョン・ラスキン『この最後の者にも—ポリティカル・エコノミーの基本原則に関する4論文』(『世界の名著 41』中央公論社、1971所収)